

公表用

29建企第763号
平成30年3月30日

各 位

長 崎 県 土 木 部

長崎県建設工事施工管理基準の改定について

標記について、平成29年4月版として適用しているところですが、諸基準の改定等に対応するため、下記のとおり改定しました。

記

1. 改定図書 長崎県建設工事施工管理基準（平成30年4月）
2. 改定内容 別添「長崎県建設工事施工管理基準【改定内容】」による
3. 適用年月日 平成30年4月1日以降に、入札執行通知または公告する工事から適用する。

長 崎 県 建 設 工 事

施 工 管 理 基 準

【改定内容】

(青：削除、赤：追加)

平成~~29~~30年4月

長 崎 県 土 木 部

長崎県建設工事施工管理基準

目 次

〔1〕 施工管理

建設工事施工管理基準	1 - 1
工事契約から完成までの標準的な流れ	1 - 4

〔2〕 品質管理

目 的	2 - 1
品質管理上の留意点	2 - 1
品質管理基準及び規格値	2 - 2

〔3〕 出来形管理

目 的	3 - 1
出来形管理上の留意点	3 - 1
管理図表作成要領	3 - 2
出来形管理基準及び規格値	3 - 4

〔4〕 写真管理

目 的	4 - 1
写真管理上の留意点	4 - 1
写真撮影要領	4 - 4
写真管理基準	4 - 6
デジタル写真管理情報基準	4 - 9
撮影箇所一覧表	4 - 5-5
	2 4

〔5〕 工程管理

目 的	5 - 1
工程管理上の留意点	5 - 1
作成要領	5 - 2

〔6〕 品質・出来形管理様式（参考）

〔7〕 参考資料

建設工事施工管理基準

この建設工事施工管理基準は、長崎県建設工事共通仕様書〔H2930.4〕第1編1-1-29「施工管理」に規定する建設工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。なお、建築工事（電気・管及び機械器具設置工事等を含む。）については、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の建築工事施工管理指針、電気設備工事施工管理指針及び建設設備工事設計管理指針等によることができる。

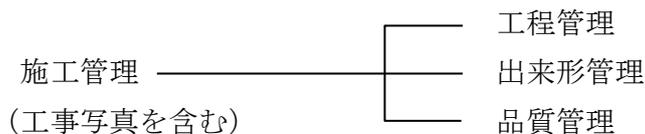
1. 目的

この基準は、建設工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この基準は、長崎県土木部が発注する建設工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督職員と協議して他の方法によることができる。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、品質管理資料・出来形管理資料・写真管理資料を工事完成時までに提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計

値と実測値を対比して記録した出来形管理図等を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

1. 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて品質管理図表を作成するものとする。

この品質管理基準の試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

なお、「試験成績表等による確認」に該当する試験項目は、試験成績表やミルシートによって規程の品質(規格値)を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検収を実施しなければならない。

2. 受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリートのうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁(高さ2.5mを越えるもの)については、鉄筋コンクリートに準じるものとする。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、完成時まで提出しなければならない。

(2) 3次元データによる出来形管理

土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定によるものとする。

また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」の規定によるものとする。

なお、ここでいう 3 次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を 3 次元空間上に再現するために必要なデータである。

附 則

この建設工事施工管理基準は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
①セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリート)	製造(プラント)	その他(JISマーク表示されたレディミクスコンクリートを除く)	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○※
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○※		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○※
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○※
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」 -(JSCE-C502-503) (JSCE-C502-2013, 503-2007) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	

※ 品質管理監査合格証により確認

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
除①セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを)	施工	必須	単位水量測定	「レディーミキストコンクリートの品質確保について」(「レディーミキストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満 ：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下 ：許容差±2.5cm スランブ2.5cm ：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験。 1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7・・・3個、σ28・・・3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。	材令28日強度については、公的機関での試験とする。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時		

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
⑭ 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する	または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の90%以上。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500㎡未満:5点 ・ 500㎡以上1,000㎡未満:10点 ・ 1,000㎡以上2,000㎡未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				または、「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。			
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		
		現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。			
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上			
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-227(ハンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施			

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
⑮ 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm : 突砂法(舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。 ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
			または、RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500㎡未満: 5点 ・ 500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・ 1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	・ 最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・ 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			または、「T S・G N S Sを用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・ 但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。			
		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。			
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上			
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-227 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施			

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
⑩ 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・ボーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
⑪ アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前1回、午後1回)/日		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフテスト等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
⑫ 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時		
			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		○

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
⑱ 補強土壁工	材料	その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 次密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm : もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。または、設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		
				または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	次密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。または、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す ・ 500㎡未満 : 5点 ・ 500㎡以上1,000㎡未満 : 10点 ・ 1,000㎡以上2,000㎡未満 : 15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
		または、「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とする。2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
⑲ 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
⑱ 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験。1工種当りの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」—(JSCE-C502,503)—(JSCE-C502-2013,503-2007)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	
			スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験。1工種当りの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 <p>※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照</p>	

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
② 河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。	築堤は、1, 0 0 0 m ³ に1回の割合、または堤体延長2 0 mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				最大粒径 > 53mm : 突砂法(舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	【砂質土 (25% ≤ 75 μ mふるい通過分 < 50%)】 空気間隙率VaがVa ≤ 15% 【粘性土 (50% ≤ 75 μ mふるい通過分)】 飽和度Srが85% ≤ Sr ≤ 95%または空気間隙率Vaが2% ≤ Va ≤ 10% または設計図書による。	1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、 「RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% ≤ 75 μ mふるい通過分 < 50%)】 空気間隙率VaがVa ≤ 15% 【粘性土 (50% ≤ 75 μ mふるい通過分)】 飽和度Srが85% ≤ Sr ≤ 95%または空気間隙率Vaが2% ≤ Va ≤ 10% または設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1, 5 0 0 m ² を標準とし、1日の施工面積が2, 0 0 0 m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500m ² 未満: 5点 ・ 500m ² 以上1,000m ² 未満: 10点 ・ 1,000m ² 以上2,000m ² 未満: 15点		
	または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。					
	その他		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。			

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
② 海岸土工	材料	その他	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1, 0 0 0 m ² に1回の割合、または堤体延長2 0 mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
最大粒径 > 53mm : 突砂法(舗装調査・試験法便覧 [4]-185)				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による				

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
㉓ 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、 「RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満 : 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満 : 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満 : 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による。				
㉔ 道路土工	材料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時 (材料が岩砕の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験(路床)	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)		
	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土の三軸圧縮試験	地盤材料の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。					

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
㊸ コンクリートダム	製造	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験。1工種当りの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」-(JSCE-C502-503)-(JSCE-C502-2013, 503-2007) または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
⑦ 覆工 コンクリート (NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」 -(JSCE-C502,503) -(JSCE-C502-2013,503-2007)または設計図書の規定により行う。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ² ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。			
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等			
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日~91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。		
	ト⑧ (吹付け コンクリート)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
⑧吹付けコンクリート(NATM)	製造(プラント) (JISマーク表示されたレディミク)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1, 2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積比差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。				
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。			
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。			
		施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前と午後1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。		骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」-(JSCE-G502,503)(JSCE-C502-2013, 503-2007) または設計図書の規定により行う。
	コンクリートの圧縮強度試験			JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の値の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回の試験結果は指定した呼び強度の値の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材命7日、28日(2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。		材令28日強度については、公的機関での試験とする。
	吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)			引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法(JSCE-G651-2010)	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回			
	その他		スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			

出来形管理基準及び規格値 目次

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3章 一般施工				
第3節 共通の工種				
第3章 一般施工 第3節 共通の工種	3-3-4 矢板工	鋼矢板		出- 19
		軽量鋼矢板		出- 19
		コンクリート矢板		出- 19
		広幅鋼矢板		出- 19
		可とう鋼矢板		出- 19
	3-3-5 法枠工	現場打法枠工		出- 19
		現場吹付法枠工		出- 19
		プレキャスト法枠工		出- 19
	3-3-6 吹付工	コンクリート		出- 19
		モルタル		出- 19
	3-3-7 植生工	種子吹付工		出- 20
		張芝工		出- 20
		筋芝工		出- 20
		市松芝工		出- 20
		植生ネット工		出- 20
		種子帯工		出- 20
		人工張芝工		出- 20
		植生穴工		出- 20
		厚層基材吹付工		出- 20
		客土吹付工		出- 20
	3-3-8 縁石工	縁石・アスカープ		出- 20
	3-3-9 小型標識工			出- 20
	3-3-10 防止柵工	立入防止柵		出- 21
		転落（横断）防止柵		出- 21
		車止めポスト		出- 21
	3-3-11 路側防護柵工	ガードレール		出- 21
		ガードケーブル		出- 21
	3-3-12 区画線工			出- 21
	3-3-13 道路付属物工	視線誘導標		出- 22
		距離標		出- 22
	3-3-14 桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		出- 23
		仮組立検査を実施しない場合		出- 25
		鋼製ダム製作工（仮組立時）		出- 26
3-3-15 工場塗装工			出- 26	
3-3-16 コンクリート面塗装工			出- 27	
第4節 基礎工				
第4節 基礎工	3-4-1 一般事項	切込砂利		出- 27
		砕石基礎工		出- 27
		割ぐり石基礎工		出- 27
		均しコンクリート		出- 27
	3-4-3 基礎工（護岸）	現場打		出- 27
		プレキャスト		出- 27
	3-4-4 既製杭工	既製コンクリート杭		出- 28
		鋼管杭		出- 28
		H鋼杭		出- 28
		鋼管ソイルセメント杭		出- 28
	3-4-5 場所打杭工			出- 28
	3-4-6 深礎工			出- 28
	3-4-7 オープンケーソン基礎工			出- 28
	3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工			出- 29
	3-4-9 鋼管矢板基礎工			出- 29
第5節 石・ブロック積（張）工				
第5節 石・ブロック積（張）工	3-5-3 コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		出- 29
		コンクリートブロック張り		出- 29
		連節ブロック張り		出- 30
		天端保護ブロック		出- 30
	3-5-4 緑化ブロック工			出- 30
3-5-5 石積（張）工			出- 31	
第6節 一般舗装工				
第6節 一般舗装工	3-6-5 アスファルト舗装工	下層路盤工		出- 32
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		出- 3234
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		出- 3236
		加熱アスファルト安定処理工		出- 3238
		基層工・中間層工		出- 3340
		表層工		出- 3342
	3-6-6 コンクリート舗装工	下層路盤工		出- 3344
		粒度調整路盤工		出- 3344
		セメント（石灰・瀝青）安定処理工		出- 3445
		アスファルト中間層 コンクリート舗装版工		出- 3445 出- 3546

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-6-6 コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (下層路盤工)		出- 3546
		転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工)		出- 3546
		転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)		出- 3647
		転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層)		出- 3647
		転圧コンクリート版工		出- 3647
	3-6-7 薄層カラー舗装工	下層路盤工		出- 3748
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		出- 3748
		上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		出- 3748
		加熱アスファルト安定処理工		出- 3748
		基層工・中間層工		出- 3849
	3-6-8 ブロック舗装工	下層路盤工		出- 3849
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		出- 3849
		上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		出- 3849
		加熱アスファルト安定処理工		出- 3950
		基層工・中間層工		出- 3950
第7節 地盤改良工	3-7-2 路床安定処理工			出- 4051
	3-7-3 置換工			出- 4051
	3-7-4 表層安定処理工	サンドマット	第2編3-7-6 サンドマット工	出- 4051
		サンドマット海上		出- 4051
	3-7-5 パイルネット工			出- 4152
	3-7-6 サンドマット工			出- 4152
	3-7-7 バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		出- 4152
		ペーパードレーン工		出- 4152
		袋詰式サンドドレーン工		出- 4152
	3-7-8 締固め改良工	サンドコンパクション パイル工		出- 4152
	3-7-9 固結工	粉体噴射攪拌工		出- 4253
高圧噴射攪拌工			出- 4253	
スラリー攪拌工			出- 4253	
生石灰パイル工			出- 4253	
第10節 仮設工	3-10-5 土留・仮締切工	H鋼杭		出- 4253
		鋼矢板		出- 4253
		アンカー工		出- 4253
		連節ブロック張り工		出- 4253
		締切盛土		出- 4253
		中詰盛土		出- 4253
	3-10-9 地中連続壁工(壁式)			出- 4354
3-10-10 地中連続壁工(柱列式)			出- 4354	
3-10-22 法面吹付工		第1編3-3-6 吹付工		
第11節 軽量盛土工	3-11-2 軽量盛土工		第1編4-5-3 路体盛土工	
第4章 土工				
第3節 共通土工	4-3-2 掘削工			出- 4455
	4-3-3 盛土工			出- 4556
	4-3-4 盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法		出- 4657
		多数アンカー式補強土工法		出- 4657
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		出- 4657
4-3-5 法面整形工	盛土部		出- 4657	
第4節 河川土工・海岸土工・砂防土工	4-4-5 堤防天端工		出- 4657	
第5節 道路土工	4-5-3 路体盛土工		出- 4657	
	4-5-4 路床盛土工		出- 4657	
第5章 無筋、鉄筋コンクリート				
第7節 鉄筋工	5-7-4 組立て			出- 4859
第6章 共通施工				
第1節 共通関係	6-1-1 現場塗装工			出- 4960
	6-1-2 場所打擁壁工			出- 4960
	6-1-3 プレキャスト擁壁工			出- 5061
	6-1-4 井桁ブロック工			出- 5061
	6-1-5 アンカー工			出- 5061
	6-1-6 側溝工	プレキャストU型側溝		出- 5162

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第1節 共通関係	6-1-6 側溝工	L型側溝工		出- 5162	
		自由勾配側溝		出- 5162	
		管渠		出- 5162	
	6-1-7 場所打水路工			出- 5162	
	6-1-8 集水桝工			出- 5162	
	6-1-9 暗渠工			出- 5262	
	6-1-10 刃口金物製作工			出- 5263	
	6-1-11 階段工			出- 5263	
	第2節 河川関係	6-2-1 多自然型護岸工	巨石張り・巨石積み		出- 5263
		6-2-2 かごマット			出- 5263
		6-2-3 じゃかご			出- 5364
6-2-4 ふとんかご・かご枠				出- 5364	
6-2-5 根固めブロック				出- 5364	
6-2-6 沈床工				出- 5364	
6-2-7 捨石工				出- 5465	
6-2-8 護岸付属物工				出- 5465	
第3節 海岸関係		6-3-1 浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		出- 5465
			グラブ浚渫船		出- 5465
	バックホウ浚渫船			出- 5465	
第4節 道路関係	6-4-1 プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		出- 5566	
		プレキャストパイプ工		出- 5566	
	6-4-2 落石防護柵工			出- 5566	
	6-4-3 検査路製作工			出- 5566	
	6-4-4 鋼製伸縮継手製作工			出- 5566	
	6-4-5 落橋防止装置製作工			出- 5566	
	6-4-6 鋼製排水管製作工			出- 5667	
	6-4-7 プレベーム用桁製作工			出- 5667	
	6-4-8 橋梁用防護柵製作工			出- 5667	
	6-4-9 鋳造費	金属支承工		出- 5768	
		大型ゴム支承工		出- 5869	
	6-4-10 アンカーフレーム製作工			出- 5869	
	6-4-11 仮設材製作工			出- 5869	
	6-4-12 床版工・横組工			出- 5869	
	6-4-13 伸縮装置工	ゴムジョイント		出- 5970	
		鋼製フィンガージョイント		出- 5970	
	6-4-14 地覆工			出- 5970	
	6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工			出- 5970	
	6-4-16 検査路工			出- 5970	
	6-4-17 支承工	鋼製支承		出- 6071	
		ゴム支承		出- 6071	
	6-4-18 架設工（鋼製）	クレーン架設		出- 6172	
		ケーブルクレーン架設		出- 6172	
		ケーブルエレクション架設		出- 6172	
		架設桁架設		出- 6172	
		送出し架設		出- 6172	
		トラベラークレーン架設		出- 6172	
		6-4-19 プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		出- 6273
		スラブ桁		出- 6273	
	6-4-20 ポストテンション桁製作工			出- 6273	
	6-4-21 プレキャストセグメント製作工（購入工）			出- 6273	
	6-4-22 プレキャストセグメント主桁組立工			出- 6374	
	6-4-23 PCホロースラブ製作工			出- 6374	
	6-4-24 PC箱桁製作工			出- 6374	
	6-4-25 PC押し箱桁製作工			出- 6374	
	6-4-26 架設工（コンクリート橋）	架設工（クレーン架設）		出- 6475	
		架設工（架設桁架設）		出- 6475	
架設支保工（固定）			出- 6475		
架設支保工（移動）			出- 6475		
架設桁架設（片持架）			出- 6475		
架設桁架設（押し架設）			出- 6475		
6-4-27 半たわみ性舗装工	下層路盤工		出- 6576		
	上層路盤工（粒度調整路盤工）		出- 6577		
	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		出- 6578		

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4節 道路関係	6-4-27半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		出- 6579
		基層工・中間層工		出- 6681
		表層工		出- 6683
	6-4-28排水性舗装工	下層路盤工		出- 6685
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		出- 6786
		上層路盤工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)		出- 6787
		加熱アスファルト安定処理工		出- 6789
		基層工・中間層工		出- 6891
	6-4-29グースアスファルト舗装工	表層工		出- 6893
		加熱アスファルト安定処理工		出- 6895
		基層工・中間層工		出- 6997
	6-4-30透水性舗装工	表層工		出- 6999
		路盤工		出- 69101
	6-4-31路面切削工	表層工		出- 69102
6-4-32舗装打換え工			出- 70103	
6-4-33オーバーレイ工			出- 70103	
6-4-34落橋防止装置工			出- 70103	

【第2編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 築堤・護岸					
第3節 護岸基礎工	1-3-3基礎工		第1編3-4-3基礎工(護岸)		
	1-3-4矢板工		第1編3-3-4矢板工		
第4節 矢板護岸工	1-4-3笠コンクリート工		第1編3-4-3基礎工(護岸)		
	1-4-4矢板工		第1編3-3-4矢板工		
第5節 法覆護岸工	1-5-3コンクリートブロック工		第1編3-5-3コンクリートブロック工		
	1-5-4護岸付属物工		第1編6-2-8護岸付属物工		
	1-5-5緑化ブロック工		第1編3-5-4緑化ブロック工		
	1-5-6環境護岸ブロック工		第1編3-5-3コンクリートブロック工		
	1-5-7石積(張)工		第1編3-5-5石積(張)工		
	1-5-8法枠工		第1編3-3-5法枠工		
	1-5-9多自然型護岸工	巨石張り		第1編6-2-1巨石張り・巨石積	
		巨石積み		第1編6-2-2かごマット	
		かごマット		第1編6-2-3じゃかご	
	1-5-10吹付工		第1編3-3-6吹付工		
	1-5-11植生工		第1編3-3-7植生工		
	1-5-12覆土工		第1編4-3-5法面整形工		
	1-5-13羽口工	じゃかご		第1編6-2-3じゃかご	
ふとんかご			第1編6-2-4ふとんかご・かご		
かご枠			第1編6-2-4ふとんかご・かご		
連節ブロック張り			第1編3-5-3-2連節コンクリートブロック工		
第6節 擁壁護岸工	1-6-3場所打擁壁工		第1編6-1-2場所打擁壁工		
	1-6-4プレキャスト擁壁工		第1編6-1-3プレキャスト擁壁工		
第7節 根固め工	1-7-3根固めブロック工		第1編6-2-5根固めブロック		
	1-7-5沈床工		第1編6-2-6沈床工		
	1-7-6捨石工		第1編6-2-7捨石工		
	1-7-7かご工	じゃかご		第1編6-2-3じゃかご	
ふとんかご			第1編6-2-4ふとんかご・かご		
第8節 水制工	1-8-3沈床工		第1編6-2-6沈床工		
	1-8-4捨石工		第1編6-2-7捨石工		
	1-8-5かご工	じゃかご		第1編6-2-3じゃかご	
		ふとんかご		第1編6-2-4ふとんかご・かご	
	1-8-8杭出し水制工			出- 71104	
第9節 付帯道路工	1-9-3路側防護柵工		第1編3-3-11路側防護柵工		
	1-9-5アスファルト舗装工		第1編3-6-5アスファルト舗装工		
	1-9-6コンクリート舗装工		第1編3-6-6コンクリート舗装工		
	1-9-7薄層カラー舗装工		第1編3-6-7薄層カラー舗装工		
	1-9-8ブロック舗装工		第1編3-6-8ブロック舗装工		
	1-9-9側溝工		第1編6-1-6側溝工		
	1-9-10集水柵工		第1編6-1-8集水柵工		
	1-9-11縁石工		第1編3-3-8縁石工		
1-9-12区画線工		第1編3-3-12区画線工			

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第10節 付帯道路施設工	1-10-3 道路付属物工		第1編3-3-13道路付属物工		
	1-10-4 標識工		第1編3-3-9小型標識工		
第11節 光ケーブル配管工	1-11-3 配管工			出- 71104	
	1-11-4 ハンドホール工			出- 71104	
第2章 浚渫(川)					
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	2-2-2 浚渫船運転工(民船・官船)		第1編6-3-1 浚渫船運転工		
第3節 浚渫工(グラブ船)	2-3-2 浚渫船運転工		第1編6-3-1-2 浚渫船運転工		
第4節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	2-4-2 浚渫船運転工		第1編6-3-1-2 浚渫船運転工		
第3章 樋門・樋管					
第3節 樋門・樋管本体工	3-3-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工		
	3-3-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工		
	3-3-5 矢板工		第1編3-3-4 矢板工		
	3-3-6 函渠工	本體工			出- 72105
		ヒューム管			出- 72105
		PC管			出- 72105
		コルゲートパイプ			出- 72105
		ダクタイル鋳鉄管			出- 72105
	PC函渠	第1編6-4-1 プレキャストカルバート工			
	3-3-7 翼壁工				出- 72105
	3-3-8 水叩工				出- 72105
	3-4-3 根固めブロック工		第1編6-2-5 根固めブロック		
	3-4-5 沈床工		第1編6-2-6 沈床工		
	3-4-6 捨石工		第1編6-2-7 捨石工		
	1-8-5 かご工	じゃかご ふとんかご	第1編6-2-3 じゃかご 第1編6-2-4 ふとんかご・かご枠		
第5節 水路工	3-5-3 側溝工		第1編6-1-7 場所打水路工		
	3-5-4 集水柵工		第1編6-1-8 集水柵工		
	3-5-5 暗渠工		第1編6-1-9 暗渠工		
	3-5-6 樋門接続暗渠工		第1編6-4-1 プレキャストカルバート工		
第6節 付属物設置工	3-6-3 防止柵工		第1編3-3-10 防止柵工		
	3-6-7 階段工		第1編6-1-11 階段工		
第4章 水門					
第3節 工場製作工	4-3-3 桁製作工		第1編3-3-14 桁製作工		
	4-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第1編6-4-4 鋼製伸縮継手		
	4-3-5 落橋防止装置製作工		第1編6-4-5 落橋防止装置製作工		
	4-3-6 鋼製排水管製作工		第1編6-4-6 鋼製排水管製作工		
	4-3-7 橋梁用防護柵製作工		第1編6-4-8 橋梁用防護柵工		
	4-3-8 鋳造費		第1編6-4-9 鋳造費		
	4-3-9 仮設材製作工		第1編6-4-11 仮設材製作工		
	4-3-10 工場塗装工		第1編3-3-15 工場塗装工		
	第4節 水門本体工	4-4-4 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
		4-4-5 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工	
4-4-6 矢板工			第1編3-3-4 矢板工(遮水矢板)		
4-4-7 床版工				出- 73106	
4-4-8 堰柱工				出- 73106	
4-4-9 門柱工				出- 73106	
4-4-10 ゲート操作台工				出- 73106	
4-4-11 胸壁工				出- 73106	
4-4-12 翼壁工			第2編3-3-7 翼壁工		
4-4-13 水叩工			第2編3-3-8 水叩工		
第5節 護床工	4-5-3 根固めブロック工		第1編6-2-5 根固めブロック		
	4-5-5 沈床工		第1編6-2-6 沈床工		
	4-5-6 捨石工		第1編6-2-7 捨石工		
	1-8-5 かご工	じゃかご ふとんかご	第1編6-2-3 じゃかご 第1編6-2-4 ふとんかご・かご枠		
第6節 付属物設置工	4-6-3 防止柵工		第1編3-3-10 防止柵工		
	4-6-8 階段工		第1編6-1-11 階段工		
第7節 鋼管理橋上部工	4-7-4 架設工(クレーン架設)		第1編6-4-18 架設工(鋼製)		
	4-7-5 架設工(ケーブルクレーン架設)		第1編6-4-18 架設工(鋼製)		
	4-7-6 架設工(ケーブルエレクション架設)		第1編6-4-18 架設工(鋼製)		
	4-7-7 架設工(架設桁架設)		第1編6-4-18 架設工(鋼製)		
	4-7-8 架設工(送出し架設)		第1編6-4-18 架設工(鋼製)		
	4-7-9 架設工(トラバークレーン架設)		第1編6-4-18 架設工(鋼製)		
	4-7-10 支承工		第1編6-4-17 支承工		
	4-7-11 現場継手工		第6編3-6-11 現場継手工		
	4-8-2 現場塗装工		第1編6-1-1 現場塗装工		
	第8節 橋梁現場塗装工	4-9-2 床版工		第1編6-4-12 床版・横組工	
第9節 床版工	4-10-2 伸縮装置工		第1編6-4-13 伸縮装置工		
第10節 橋梁付属物工	4-10-4 地覆工		第1編6-4-14 地覆工		

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第10節 橋梁付属物工	4-10-5 橋梁用防護柵工		第1編6-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		
	4-10-6 橋梁用高欄工		第1編6-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		
	4-10-7 検査路工		第1編6-4-16検査路工		
第12節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）	4-12-2 プレテンション桁製作工（購入工）		第1編6-4-19プレテンション桁製作工（購入工）		
	4-12-3 ポストテンション桁製作工		第1編6-4-20ポストテンション桁製作工		
	4-12-4 プレキャストセグメント製作工（購入工）		第1編6-4-21プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		
	4-12-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第1編6-4-22プレキャストセグメント主桁組立工		
	4-12-6 支承工		第1編6-4-17支承工		
	4-12-7 架設工（クレーン架設）		第1編6-4-26架設工（コンクリート橋）		
	4-12-8 架設工（架設桁架設）		第1編6-4-26架設工（コンクリート橋）		
	4-12-9 床版・横組工		第1編6-4-26架設工（コンクリート橋）		
	4-12-10 落橋防止装置工		第1編6-4-34落橋防止装置工		
	第13節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	4-13-2 架設支保工（固定）		第1編6-4-26架設工（コンクリート橋）	
4-13-3 支承工			第1編6-4-17支承工		
4-13-4 落橋防止装置工			第1編6-4-34落橋防止装置工		
4-13-5 PCホロースラブ製作工			第1編6-4-23PCホロースラブ製作工		
第14節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	4-14-2 伸縮装置工		第1編6-4-13伸縮装置工		
	4-14-4 地覆工		第1編6-4-14地覆工		
	4-14-5 橋梁用防護柵工		第1編6-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		
	4-14-6 橋梁用高欄工		第1編6-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		
第16節 舗装工	4-16-5 アスファルト舗装工		第1編3-6-5アスファルト舗装工		
	4-16-6 半たわみ性舗装工		第1編6-4-27半たわみ性舗装		
	4-16-7 排水性舗装工		第1編6-4-28排水性舗装工		
	4-16-8 透水性舗装工		第1編6-4-30透水性舗装工		
	4-16-9 グラスアスファルト舗装工		第1編6-4-29グラスアスファルト舗装工		
	4-16-10 コンクリート舗装工		第1編3-6-6コンクリート舗装工		
	4-16-11 薄層カラー舗装工		第1編3-6-7薄層カラー舗装工		
	4-16-12 ブロック舗装工		第1編3-6-8ブロック舗装工		
	第5章 堰				
	第3節 工場製作工	5-3-3 刃口金物製作工		第1編6-1-10刃口金物製作工	
5-3-4 桁製作工			第1編3-3-14桁製作工		
5-3-5 検査路製作工			第1編6-4-3検査路製作工		
5-3-6 鋼製伸縮継手製作工			第1編6-4-4鋼製伸縮継手		
5-3-7 落橋防止装置製作工			第1編6-4-5落橋防止装置製作工		
5-3-8 鋼製排水管製作工			第1編6-4-6鋼製排水管製作工		
5-3-9 プレベーム用桁製作工			第1編6-4-7プレベーム用桁製作工		
5-3-10 橋梁用防護柵製作工			第1編6-4-8橋梁用防護柵工		
5-3-11 铸造費			第1編6-4-9铸造費		
5-3-12 アンカーフレーム製作工			第1編6-4-10アンカーフレーム製作工		
5-3-13 仮設材製作工			第1編6-4-11仮設材製作工		
5-3-14 工場塗装工			第1編3-3-15工場塗装工		
第4節 可動堰本体工		5-4-3 既製杭工		第1編3-4-4既製杭工	
		5-4-4 場所打杭工		第1編3-4-5場所打杭工	
	5-4-5 オープンケーソン基礎工		第1編3-4-7オープンケーソン基礎工		
	5-4-6 ニューマチックケーソン基礎工		第1編3-4-8ニューマチックケーソン基礎工		
	5-4-7 矢板工		第1編3-3-4矢板工		
	5-4-8 床版工		第2編4-4-7床版工		
	5-4-9 堰柱工		第2編4-4-8堰柱工		
	5-4-10 門柱工		第2編4-4-9門柱工		
	5-4-11 ゲート操作台工		第2編4-4-10ゲート操作台工		
	5-4-12 水叩工		第2編3-3-8水叩工		
	5-4-13 閘門工			出- 73106	
	5-4-14 土砂吐工			出- 73106	
	5-4-15 取付擁壁工		第1編6-1-2場所打擁壁工		
第5節 固定堰本体工	5-5-3 既製杭工		第1編3-4-4既製杭工		
	5-5-4 場所打杭工		第1編3-4-5場所打杭工		
	5-5-5 オープンケーソン基礎工		第1編3-4-7オープンケーソン基礎工		

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第5節 固定堰本体工	5-5-6 ニューマチックケーソン基礎工		第1編3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	
	5-5-7 矢板工		第1編3-3-4 矢板工	
	5-5-8 堰本体工			出- 73106
	5-5-9 水叩工			出- 73106
	5-5-10 土砂吐工			出- 73106
	5-5-11 取付擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工	
第6節 魚道工	5-6-3 魚道本体工			出- 73106
第7節 管理橋下部工	5-7-2 管理橋橋台工			出- 74107
第8節 鋼管理橋上部工	5-8-4 架設工 (クレーン架設)		第1編6-4-18架設工 (鋼製)	
	5-8-5 架設工 (ケーブルクレーン架設)		第1編6-4-18架設工 (鋼製)	
	5-8-6 架設工 (ケーブルエレクション架設)		第1編6-4-18架設工 (鋼製)	
	5-8-7 架設工 (架設桁架設)		第1編6-4-18架設工 (鋼製)	
	5-8-8 架設工 (送出し架設)		第1編6-4-18架設工 (鋼製)	
	5-8-9 架設工 (トラベラークレーン架設)		第1編6-4-18架設工 (鋼製)	
	5-8-10 支承工		第1編6-4-17支承工	
	5-8-11 現場継手工		第6編3-6-11現場継手工	
	5-9-2 現場塗装工		第1編6-1-1現場塗装工	
	5-10-2 床版工		第1編6-4-12床版・横組工	
	第9節 橋梁現場塗装工	5-11-2 伸縮装置工		第1編6-4-13伸縮装置工
5-11-4 地覆工			第1編6-4-14地覆工	
5-11-5 橋梁用防護柵工			第1編6-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
5-11-6 橋梁用高欄工			第1編6-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
5-11-7 検査路工			第1編6-4-16検査路工	
第10節 床版工	5-13-2 プレテンション桁製作工 (購入工)		第1編6-4-19プレテンション桁製作工 (購入工)	
	5-13-3 ポストテンション桁製作工		第1編6-4-20ポストテンション桁製作工	
	5-13-4 プレキャストセグメント製作工 (購入工)		第1編6-4-21プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	
	5-13-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第1編6-4-22プレキャストセグメント主桁組立工	
	5-13-6 支承工		第1編6-4-17支承工	
	5-13-7 架設工 (クレーン架設)		第1編6-4-26架設工 (コンクリート橋)	
	5-13-8 架設工 (架設桁架設)		第1編6-4-26架設工 (コンクリート橋)	
	5-13-9 床版・横組工		第1編6-4-12床版・横組工	
	5-13-10 落橋防止装置工		第1編6-4-34落橋防止装置工	
	第11節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	5-14-2 架設保工 (固定)		第1編6-4-26架設工 (コンクリート橋)
5-14-3 支承工			第1編6-4-17支承工	
5-14-4 落橋防止装置工			第1編6-4-34落橋防止装置工	
5-14-5 PCホロースラブ製作工			第1編6-4-23PCホロースラブ製作工	
5-15-2 架設保工 (固定)			第1編6-4-26架設工 (コンクリート橋)	
第12節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	5-15-3 支承工		第1編6-4-17支承工	
	5-15-4 PC箱桁製作工		第1編6-4-24PC箱桁製作工	
	5-15-5 落橋防止装置工		第1編6-4-34落橋防止装置工	
	5-16-2 伸縮装置工		第1編6-4-13伸縮装置工	
	5-16-4 地覆工		第1編6-4-14地覆工	
第13節 コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋)	5-16-5 橋梁用防護柵工		第1編6-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	5-16-6 橋梁用高欄工		第1編6-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	5-16-7 検査路工		第1編6-4-16検査路工	
第14節 付属物設置工	5-18-3 防止柵工		第1編3-3-10防止柵工	
	5-18-7 階段工		第1編6-1-11階段工	
第6章 排水機場				
第3節 機場本体工	6-3-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
	6-3-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工	
	6-3-5 矢板工		第1編3-3-4 矢板工	
	6-3-6 本体工			出- 74107
	6-3-7 燃料貯油槽工			出- 74107
	6-4-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
	6-4-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工	
第4節 沈砂池工	6-4-5 矢板工		第1編3-3-4 矢板工	
	6-4-6 場所打擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工	
	6-4-7 コンクリート床版工			出- 75108
	6-4-8 ブロック床版工		第1編6-2-5 根固めブロック	
	6-4-9 場所打水路工		第1編6-1-7 場所打水路工	

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第5節 吐出水槽工	6-5-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
	6-5-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工	
	6-5-5 矢板工		第1編3-3-4 矢板工	
	6-5-6 本体工		第2編6-3-6 本体工	
第7章 床止め・床固め				
第3節 床止め工	7-3-4 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
	7-3-5 矢板工		第1編3-3-4 矢板工	
	7-3-6 本体工	床止め本体工		出- 75108
		植石張り	第1編3-5-5 石積(張)工	
		根固めブロック	第1編6-2-5 根固めブロック	
	7-3-7 取付擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工	
	7-3-8 水叩工	巨石張り	第1編6-2-1 巨石張り・巨石積み	出- 75108
		根固めブロック	第1編6-2-5 根固めブロック	
第4節 床固め工	7-4-4 本堤工		第2編7-3-6-1 本体工	
	7-4-5 垂直壁工		第2編7-3-6-1 本体工	
	7-4-6 側壁工			出- 75108
	7-4-7 水叩工		第2編7-3-8 水叩工	
第5節 山留擁壁工	7-5-3 コンクリート擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工	
	7-5-4 ブロック積擁壁工		第1編3-5-3 コンクリートブロック工	
	7-5-5 石積み擁壁工		第1編3-5-5 石積(張)工	
	7-5-6 山留擁壁基礎工		第1編3-4-3 基礎工(護岸)	
第8章 河川維持				
第7節 路面補修工	8-7-3 不陸整正工		第1編4-4-6 堤防天端工	
	8-7-4 コンクリート舗装補修工		第1編3-6-6 コンクリート舗装工	
	8-7-5 アスファルト舗装補修工		第1編3-6-5 アスファルト舗装工	
	8-8-2 付属物復旧工		第1編3-3-11 路側防護柵工	
第9節 付属物設置工	8-9-3 防護柵工		第1編3-3-10 防止柵工	
	8-9-5 付属物設置工		第1編3-3-13 道路付属物工	
第10節 光ケーブル配管工	8-10-3 配管工		第2編1-11-3 配管工	
	8-10-4 ハンドホール工		第2編1-11-4 ハンドホール工	
第12節 植栽維持工	8-12-3 樹木・芝生管理工		第1編3-3-7 植生工	
第9章 河川修繕				
第3節 腹付工	9-3-2 覆土工		第1編4-3-5 法面整形工	
	9-3-3 植生工		第1編3-3-7 植生工	
第4節 側帯工	9-4-2 縁切工	じゃかご工	第1編6-2-3 じゃかご	
		連節ブロック張り	第1編3-5-3 コンクリートブロック工	
		コンクリートブロック張り	第1編3-5-3 コンクリートブロック工	
		石張り	第1編3-5-5 石積(張)工	
	9-4-3 植生工		第1編3-3-7 植生工	
第5節 堤脚保護工	9-5-3 石積工		第1編3-5-5 石積(張)工	
	9-5-4 コンクリートブロック工		第1編3-5-3 コンクリートブロック工	
第6節 管理用通路工	9-6-2 防護柵工		第1編3-3-10 防止柵工	
	9-6-4 路面切削工		第1編6-4-31 路面切削工	
	9-6-5 舗装打換え工		第1編6-4-32 舗装打換え工	
	9-6-6 オーバーレイ工		第1編6-4-33 オーバーレイ工	
	9-6-7 排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	第1編6-1-6 側溝工	
		集水柵工	第1編6-1-8 集水柵工	
	9-6-8 道路付属物工	ブロック撤去・歩車道境界ブロック	第1編3-3-8 縁石工	
	9-7-3 付属物塗装工		第1編6-1-1 現場塗装工	
第7節 現場塗装工	9-7-4 コンクリート面塗装工		第1編3-3-16 コンクリート面塗装工	

【第3編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防・護岸				
第3節 護岸基礎工	1-3-4 捨石工		第1編6-2-7 捨石工	
	1-3-5 場所打コンクリート工			出- 76109
	1-3-6 海岸コンクリートブロック工			出- 76109
	1-3-7 笠コンクリート工		第1編3-4-3 基礎工(護岸)	
	1-3-8 基礎工		第1編3-4-3 基礎工(護岸)	
第4節 護岸工	1-3-9 矢板工		第1編3-3-4 矢板工	
	1-4-3 石積(張)工		第1編3-5-5 石積(張)工	
	1-4-4 海岸コンクリートブロック工			出- 76109
	1-4-5 コンクリート被覆工			出- 76109
第5節 擁壁工	1-5-3 場所打擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工	
第6節 天端被覆工	1-6-2 コンクリート被覆工			出- 77110

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第7節 波返工	1-7-3 波返工			出- 77 ¹¹⁰	
第8節 裏法被覆工	1-8-2 石積(張)工		第1編3-5-5 石積(張)工		
	1-8-3 コンクリートブロック工		第1編3-5-3 コンクリートブロック工		
第8節 裏法被覆工	1-8-4 コンクリート被覆工		第3編1-4-5 コンクリート被覆工		
	1-8-5 法枠工		第1編3-3-5 法枠工		
第9節 カルバート工	1-9-3 プレキャストカルバート工		第1編6-4-1 プレキャストカルバート工		
第10節 排水構造物工	1-10-3 側溝工		第1編6-1-6 側溝工		
	1-10-4 集水桝工		第1編6-1-8 集水桝工		
	1-10-5 管渠工	プレキャストパイプ		第1編6-1-7 暗渠工	
		プレキャストボックス		第1編6-1-9 暗渠工	
	1-10-6 場所打水路工		第1編6-1-9 暗渠工		
	1-10-6 場所打水路工		第1編6-1-7 場所打水路工		
第11節 付属物設置工	1-11-3 防止柵工		第1編3-3-10 防止柵工		
	1-11-6 階段工		第1編6-1-11 階段工		
第12節 付帯道路工	1-12-3 路側防護柵工		第1編3-3-11 路側防護柵工		
	1-12-5 アスファルト舗装工		第1編3-6-5 アスファルト舗装工		
	1-12-6 コンクリート舗装工		第1編3-6-6 コンクリート舗装工		
	1-12-7 薄層カラー舗装工		第1編3-6-7 薄層カラー舗装工		
	1-12-8 側溝工		第1編6-1-6 側溝工		
	1-12-9 集水桝工		第1編6-1-8 集水桝工		
	1-12-10 縁石工		第1編3-3-8 縁石工		
	1-12-11 区画線工		第1編3-3-12 区画線工		
第13節 付帯道路施設工	1-13-3 道路付属物工		第1編3-3-13 道路付属物工		
	1-13-4 小型標識工		第1編3-3-9 小型標識工		
第2章 突堤・人工岬					
第3節 突堤基礎工	2-3-4 捨石工			出- 77 ¹¹⁰	
	2-3-5 吸出し防止工			出- 77 ¹¹⁰	
第4節 突堤本体工	2-4-2 捨石工			出- 78 ¹¹¹	
	2-4-5 海岸コンクリートブロック工			出- 78 ¹¹¹	
	2-4-6 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工		
	2-4-7 詰杭工		第1編3-4-4 既製杭工		
	2-4-8 矢板工		第1編3-3-4 矢板工		
	2-4-9 石枠工			出- 78 ¹¹¹	
	2-4-10 場所打コンクリート工			出- 78 ¹¹¹	
	2-4-11 ケーソン工	ケーソン工製作		出- 79 ¹¹²	
		ケーソン工掘付		出- 79 ¹¹²	
		突堤上部工(場所打コンクリート、海岸コンクリートブロック)			出- 79 ¹¹²
	2-4-12 セルラー工	セルラー工製作		出- 79 ¹¹²	
セルラー工掘付			出- 80 ¹¹³		
	突堤上部工(場所打コンクリート、海岸コンクリートブロック)			出- 80 ¹¹³	
第5節 根固め工	2-5-2 捨石工			出- 80 ¹¹³	
	2-5-3 根固めブロック工			出- 80 ¹¹³	
第6節 消波工	2-6-2 捨石工		第3編2-5-2 捨石工		
	2-6-3 消波ブロック工			出- 81 ¹¹⁴	
第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)					
第3節 海域堤基礎工	3-3-3 捨石工			出- 81 ¹¹⁴	
	3-3-4 吸出し防止工		第3編2-3-5 吸出し防止工		
第4節 海域堤本体工	3-4-2 捨石工		第3編2-3-4 捨石工		
	3-4-3 海岸コンクリートブロック工		第3編2-4-5 海岸コンクリートブロック工		
	3-4-4 ケーソン工		第3編2-4-11 ケーソン工		
	3-4-5 セルラー工		第3編2-4-12 セルラー工		
	3-4-6 場所打コンクリート工		第3編2-4-10 場所打コンクリート工		
第4章 浚渫(海)					
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	4-2-2 浚渫船運転工		第1編6-3-1 浚渫船運転工		
第3節 浚渫工(グラブ船)	4-3-2 浚渫船運転工		第1編6-3-1 浚渫船運転工		
第5章 養浜					
第2節 砂止工	5-2-2 根固めブロック工		第3編2-5-3 根固めブロック工		

【第4編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防ダム				
第3節 工場製作工	1-3-3 鋼製ダム製作工		第1編3-3-14-3 桁製作工(鋼製ダム製作工(仮組立時))	
	1-3-4 鋼製ダム仮設材製作工			出- 82 ¹¹⁵
	1-3-5 工場塗装工		第1編3-3-15 工場塗装工	

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第4節 法面工	1-4-2 植生工		第1編 3-3-7 植生工		
	1-4-3 法面吹付工		第1編 3-3-6 吹付工		
	1-4-4 法枠工		第1編 3-3-5 法枠工		
	1-4-6 アンカー工		第1編 6-1-5 アンカー工		
	1-4-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第1編 6-2-3 じゃかご 第1編 6-2-4 ふとんかご・かご 枠		
第6節 コンクリートダム工	1-6-4 コンクリートダム 本体工			出- 82115	
	1-6-5 コンクリート副ダ ム工		第4編 1-6-4 コンクリートダム 本体工		
	1-6-6 コンクリート側壁 工			出- 82115	
	1-6-8 水叩工			出- 82115	
第7節 鋼製ダム工	1-7-5 鋼製ダム本体工	不透過型 透過型		出- 83116	
	1-7-6 鋼製側壁工			出- 83116	
	1-7-7 コンクリート側壁 工		第4編 1-6-6 コンクリート側壁 工		
	1-7-9 水叩工		第4編 1-6-8 水叩工		
	1-7-10 現場塗装工		第1編 6-1-1 現場塗装工		
第8節 護床工・根固め工	1-8-4 根固めブロック工		第1編 6-2-5 根固めブロック		
	1-8-6 沈床工		第1編 6-2-6 沈床工		
	1-8-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第1編 6-2-3 じゃかご 第1編 6-2-4 ふとんかご・かご 枠		
第9節 砂防ダム付属物設置工	1-9-3 防止柵工		第1編 3-3-10 防止柵工		
第10節 付帯道路工	1-10-3 路側防護柵工		第1編 3-3-11 路側防護柵工		
	1-10-5 アスファルト舗装 工		第1編 3-6-5 アスファルト舗装 工		
	1-10-6 コンクリート舗装 工		第1編 3-6-6 コンクリート舗装 工		
	1-10-7 薄層カラー舗装工		第1編 3-6-7 薄層カラー舗装工		
	1-10-8 側溝工		第1編 6-1-7 場所打水路工		
	1-10-9 集水柵工		第1編 6-1-8 集水柵工		
	1-10-10 緑石工		第1編 3-3-8 緑石工		
	1-10-11 区画線工		第1編 3-3-12 区画線工		
	第11節 付帯道路施設工	1-11-3 道路付属物工		第1編 3-3-13 道路付属物工	
		1-11-4 小型標識工		第1編 3-3-9 小型標識工	
第2章 流路					
第3節 流路護岸工	2-3-4 基礎工（護岸工）		第1編 3-4-3 基礎工（護岸）		
	2-3-5 コンクリート擁壁 工		第1編 6-1-2 場所打擁壁工		
	2-3-6 ブロック積み擁壁 工		第1編 3-5-3 コンクリートブ ロック工		
	2-3-7 石積擁壁工		第1編 3-5-5 石積（張）工		
	2-3-8 護岸付属物工		第1編 6-2-8 護岸付属物工		
	2-3-9 植生工		第1編 3-3-7 植生工		
	第4節 床固め工	2-4-4 床固め本体工		第4編 1-6-4 コンクリートダム 本体工	
		2-4-5 垂直壁工		第4編 1-6-4 コンクリートダム 本体工	
2-4-6 側壁工			第4編 1-6-6 コンクリート側壁 工		
2-4-7 水叩工			第4編 1-6-8 水叩工		
第5節 根固め・水制工	2-5-4 根固めブロック工		第1編 6-2-5 根固めブロック	出- 83116	
	2-5-6 捨石工		第1編 6-2-7 捨石工		
	2-5-7 かご工	じゃかご ふとんかご・かご枠 かごマット	第1編 6-2-3 じゃかご 第1編 6-2-4 ふとんかご・かご 枠 第1編 6-2-2 かごマット		
第6節 流路付属物設置工	2-6-2 階段工		第1編 6-1-1 階段工		
	2-6-3 防止柵工		第1編 3-3-10 防止柵工		
第3章 斜面对策					
第3節 法面工	3-3-2 植生工		第1編 3-3-7 植生工		
	3-3-3 吹付工		第1編 3-3-6 吹付工		
	3-3-4 法枠工		第1編 3-3-5 法枠工		
	3-3-5 かご工	じゃかご ふとんかご・かご枠	第1編 6-2-3 じゃかご 第1編 6-2-4 ふとんかご・かご 枠		
	3-3-6 アンカー工（プレ キャストコンクリート板）		第1編 6-1-5 アンカー工		
	3-3-7 抑止アンカー工		第1編 6-1-5 アンカー工		
	第4節 擁壁工	3-4-3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	
3-4-4 場所打擁壁工			第1編 6-1-2 場所打擁壁工		
3-4-5 プレキャスト擁壁 工			第1編 6-1-3 プレキャスト擁壁 工		
3-4-6 補強土壁工			第1編 4-3-4 盛土補強工		
3-4-7 井桁ブロック工			第1編 6-1-4 井桁ブロック工		
3-4-8 落石防護柵工			第1編 6-4-2 落石防護柵工		

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第5節 山腹水路工	3-5-3 山腹集水路・排水路工		第1編6-1-7 場所打水路工	
	3-5-4 山腹明暗渠工			出- 84117
	3-5-5 山腹暗渠工		第1編6-1-9 暗渠工	
	3-5-6 現場打水路工		第1編6-1-7 場所打水路工	
	3-5-7 集水樋工		第1編6-1-8 集水樋工	
第6節 地下水排除工	3-6-4 集排水ボーリング工			出- 84117
	3-6-5 集水井工			出- 84117
第7節 地下水遮断工	3-7-3 場所打擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工	
	3-7-4 固結工		第1編3-7-9 固結工	
	3-7-5 矢板工		第1編3-3-4 矢板工	
第8節 抑止杭工	3-8-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
	3-8-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工	
	3-8-5 シャフト工(深礎工)		第1編3-4-6 深礎工	
	3-8-6 合成杭工			出- 84117

【第5編 ダム編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム				
第4節 ダムコンクリート工	1-4コンクリートダム工(本体)			出- 85118
	1-4コンクリートダム工(水叩)			出- 85118
	1-4コンクリートダム工(副ダム)			出- 86119
	1-4コンクリートダム工(導流壁)			出- 86119
第2章 フィルダム				
第3節 盛立工	2-3-5コアの盛立			出- 87120
	2-3-6フィルターの盛立			出- 87120
	2-3-7ロックの盛立			出- 87120
	2フィルダム(洪水吐)			出- 87120
第3章 基礎グラウチング				
第3節 ボーリング工	3-3ボーリング工			出- 87120

【第6編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 道路改良					
第3節 工場製作工	1-3-2 遮音壁支柱製作工			出- 88121	
		工場塗装工	第1編3-3-15 工場塗装工		
第4節 法面工	1-4-2 植生工		第1編3-3-7 植生工		
	1-4-3 法面吹付工		第1編3-3-6 吹付工		
	1-4-4 法枠工		第1編3-3-5 法枠工		
	1-4-6 アンカー工		第1編6-1-5 アンカー工		
	1-4-7 かご工	じゃかご ふとんかご・かご枠	第1編6-2-3 じゃかご 第1編6-2-4 ふとんかご・かご枠		
	第5節 擁壁工	1-5-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
1-5-4 場所打杭工			第1編3-4-5 場所打杭工		
1-5-5 場所打擁壁工			第1編6-1-2 場所打擁壁工		
1-5-6 プレキャスト擁壁工			第1編6-1-3 プレキャスト擁壁工		
1-5-7 補強土壁工		補強土(テールアルメ)壁工法	第1編4-3-4 盛土補強工		
		多数アンカー式補強土工法	第1編4-3-4 盛土補強工		
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第1編4-3-4 盛土補強工		
1-5-8 井桁ブロック工			第1編6-1-4 井桁ブロック工		
第6節 石・ブロック積(張)工	1-6-3 コンクリートブロック工		第1編3-5-3 コンクリートブロック工		
	1-6-4 石積(張)工		第1編3-5-5 石積(張)工		
	第7節 カルバート工	1-7-4 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
1-7-5 場所打杭工			第1編3-4-5 場所打杭工		
1-7-6 場所打函渠工				出- 88121	
1-7-7 プレキャストカルバート工			第1編6-4-1 プレキャストカルバート工		
第8節 排水構造物工	1-8-3 側溝工		第1編6-1-6 側溝工		
	1-8-4 管渠工		第1編6-1-6 側溝工		
	1-8-5 集水樋・マンホール工		第1編6-1-8 集水樋工		
	1-8-6 地下排水工		第1編6-1-9 暗渠工		
	1-8-7 場所打水路工		第1編6-1-7 場所打水路工		
	1-8-8 排水工(小段排水・縦排水)		第1編6-1-6 側溝工		
	第9節 落石雪害防止工	1-9-4 落石防止網工			出- 88121
		1-9-5 落石防護柵工		第1編6-4-2 落石防護柵工	
1-9-6 防雪柵工				出- 88121	
1-9-7 雪崩予防柵工				出- 89122	
第10節 遮音壁工	1-10-4 遮音壁基礎工			出- 89122	
	1-10-5 遮音壁本体工			出- 89122	

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第2章 舗装				
第3節 舗装工	2-3-5 アスファルト舗装工		第1編3-6-5 アスファルト舗装工	
	2-3-6 半たわみ性舗装工		第1編6-4-27 半たわみ性舗装	
	2-3-7 排水性舗装工		第1編6-4-28 排水性舗装工	
	2-3-8 透水性舗装工		第1編6-4-30 透水性舗装工	
	2-3-9 グラスアスファルト舗装工		第1編6-4-29 グラスアスファルト舗装工	
	2-3-10 コンクリート舗装工		第1編3-6-6 コンクリート舗装工	
	2-3-11 薄層カラー舗装工		第1編3-6-7 薄層カラー舗装工	
	2-3-12 ブロック舗装工		第1編3-6-8 ブロック舗装工	
	2-3 歩道路盤工			出- 90123
	2-3 取合舗装路盤工			出- 90123
	2-3 路肩舗装路盤工			出- 90123
	2-3 歩道舗装工			出- 90123
	2-3 取合舗装工			出- 90123
	2-3 路肩舗装工			出- 90123
	2-3 表層工			出- 90123
第4節 排水構造工	2-4-3 側溝工		第1編6-1-6 側溝工	
	2-4-4 管渠工		第1編6-1-6 側溝工	
	2-4-5 集水樹 (街渠樹)・マンホール工		第1編6-1-8 集水樹工	
	2-4-6 地下排水工		第1編6-1-9 暗渠工	
	2-4-7 場所打水路工		第1編6-1-7 場所打水路工	
	2-4-8 排水工 (小段排水・縦排水)		第1編6-1-6 側溝工	
	2-4-9 排水性舗装用路肩排水工			出- 91124
第5節 縁石工	2-5-3 縁石工		第1編3-3-8 縁石工	
第6節 踏掛版工	2-6-4 踏掛版工	コンクリート工 ラバーシュー アンカーボルト		出- 91124 出- 91124 出- 91124
第7節 防護柵工	2-7-3 路側防護柵工		第1編3-3-11 路側防護柵工	
	2-7-4 防止柵工		第1編3-3-10 防止柵工	
	2-7-5 ボックスビーム工		第1編3-3-11 路側防護柵工	
	2-7-6 車止めポスト工		第1編3-3-10 防止柵工	
第8節 標識工	2-8-3 小型標識工		第1編3-3-9 小型標識工	
	2-8-4 大型標識工	標識基礎工		出- 91124
	2-8-4 大型標識工	標識柱工		出- 91124
第9節 区画線工	2-9-2 区画線工		第1編3-3-12 区画線工	
第11節 道路付属物施設工	2-11-4 道路付属物工		第1編3-3-13 道路付属物工	
	2-11-5 ケーブル配管工			出- 92125
	2-11-6 照明工	ハンドホール 照明灯基礎工	第2編1-11-4 ハンドホール工	出- 92125 出- 92125
第12節 橋梁付属物工	2-12-2 伸縮装置工		第1編6-4-13 伸縮装置工	
第3章 橋梁下部				
第3節 工場製作工	3-3-2 刃口金物製作工		第1編6-1-10 刃口金物製作工	
	3-3-3 鋼製橋脚製作工			出- 93126
	3-3-4 アンカーフレーム製作工		第1編6-4-10 アンカーフレーム製作工	
	3-3-5 工場塗装工		第1編3-3-15 工場塗装工	
	3-3-6 検査路製作工		第6編4-3-4 検査路製作工	
第4節 橋台工	3-4-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
	3-4-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工	
	3-4-5 深礎工		第1編3-4-6 深礎工	
	3-4-6 オープンケーソン基礎工		第1編3-4-7 オープンケーソン基礎工	
	3-4-7 ニューマチックケーソン基礎工		第1編3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	
	3-4-8 橋台躯体工			出- 94127
	3-4-10 検査路工		第1編6-4-16 検査路工	
第5節 RC橋脚工	3-5-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
	3-5-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工	
	3-5-5 深礎工		第1編3-4-6 深礎工	
	3-5-6 オープンケーソン基礎工		第1編3-4-7 オープンケーソン基礎工	
	3-5-7 ニューマチックケーソン基礎工		第1編3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	
	3-5-8 鋼管矢板基礎工		第1編3-4-9 鋼管矢板基礎工	
	3-5-9 橋脚躯体工	張出式 重力式 半重力式 ラーメン式		出- 95128 第6編3-5-9 橋脚躯体工 第6編3-5-9 橋脚躯体工
	3-5-11 検査路工		第1編6-4-16 検査路工	
第6節 鋼製橋脚工	3-6-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
	3-6-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工	
	3-6-5 深礎工		第1編3-4-6 深礎工	
	3-6-6 オープンケーソン基礎工		第1編3-4-7 オープンケーソン基礎工	
	3-6-7 ニューマチックケーソン基礎工		第1編3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	
	3-6-8 鋼管矢板基礎工		第1編3-4-9 鋼管矢板基礎工	

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 鋼製橋脚工	3-6-9 橋脚フーチング工	I型・T型 門型		出- 96129	
	3-6-10 橋脚架設工	I型・T型 門型		出- 96129 出- 97130 出- 97130	
	3-6-11 現場継手工		第1編 6-1-1 現場塗装工		
	3-6-12 現場塗装工		第1編 6-4-16 検査路工		
	3-6-14 検査路工		第1編 3-4-3 基礎工 (護岸)		
第7節 護岸基礎工	3-7-3 基礎工		第1編 3-3-4 矢板工		
第8節 矢板護岸工	3-8-3 笠コンクリート工		第1編 3-4-3 基礎工 (護岸)		
	3-8-4 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工		
第9節 法覆護岸工	3-9-2 コンクリートブロック工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工		
	3-9-3 護岸付属物工		第1編 6-2-8 護岸付属物工		
	3-9-4 緑化ブロック工		第1編 3-5-4 緑化ブロック工		
	3-9-5 環境護岸ブロック工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工		
	3-9-6 石積 (張) 工		第1編 3-5-5 石積 (張) 工		
	3-9-7 法枠工		第1編 3-3-5 法枠工		
	3-9-8 多自然型護岸工	巨石積み かごマット	第1編 6-2-1 巨石張り・巨石積み 第1編 6-2-2 かごマット		
	3-9-9 吹付工		第1編 3-3-6 吹付工		
	3-9-10 植生工		第1編 3-3-7 植生工		
	3-9-11 覆土工		第1編 4-3-5 法面整形工		
	3-9-12 羽口工	じゃかご	第1編 6-2-3 じゃかご		
		ふとんかご	第1編 6-2-4 ふとんかご・かご枠		
		かご枠	第1編 6-2-4 ふとんかご・かご枠		
		連節ブロック張り	第1節 3-5-3-2 連節ブロック張り		
第10節 擁壁護岸工	3-10-3 場所打擁壁工		第1節 6-1-2 場所打擁壁工		
	3-10-4 プレキャスト擁壁工		第1節 6-1-3 プレキャスト擁壁工		
第4章 鋼橋上部工					
第3節 工場製作工	4-3-3 桁製作工		第1編 3-3-14 桁製作工		
	4-3-4 検査路製作工		第1編 6-4-3 検査路製作工		
	4-3-5 鋼製伸縮継手製作工		第1編 6-4-4 鋼製伸縮継手製作工		
	4-3-6 落橋防止装置製作工		第1編 6-4-5 落橋防止装置製作工		
	4-3-7 鋼製排水管製作工		第1編 6-4-6 鋼製排水管製作工		
	4-3-8 橋梁用防護柵製作工		第1編 6-4-8 橋梁用防護柵工		
	4-3-9 橋梁用高欄製作工			出- 97130	
	4-3-10 横断歩道橋製作工		第1編 3-3-14 桁製作工		
	4-3-11 铸造費		第1編 6-4-9 铸造費		
	4-3-12 アンカーフレーム製作工		第1編 6-4-10 アンカーフレーム製作工		
	4-3-13 工場塗装工		第1編 3-3-15 工場塗装工		
	第4節 鋼橋架設工	4-4-4 架設工 (クレーン架設)		第1編 6-4-18 架設工 (鋼製)	
		4-4-5 架設工 (ケーブルクレーン架設)		第1編 6-4-18 架設工 (鋼製)	
4-4-6 架設工 (ケーブルエレクトロン架設)			第1編 6-4-18 架設工 (鋼製)		
4-4-7 架設工 (架設桁架設)			第1編 6-4-18 架設工 (鋼製)		
4-4-8 架設工 (送出し架設)			第1編 6-4-18 架設工 (鋼製)		
4-4-9 架設工 (トラベラークレーン架設)			第1編 6-4-18 架設工 (鋼製)		
4-4-10 支承工			第1編 6-4-17 支承工		
4-4-11 現場継手工			第6編 3-6-11 現場継手工		
第5節 橋梁現場塗装工		4-5-3 現場塗装工		第1編 6-1-1 現場塗装工	
第6節 床版工		4-6-2 床版工		第1編 6-4-12 床版・横組工	
第7節 橋梁付属物工		4-7-2 伸縮装置工		第1編 6-4-13 伸縮装置工	
	4-7-3 落橋防止装置工		第1編 6-4-34 落橋防止装置工		
	4-7-5 地覆工		第1編 6-4-14 地覆工		
	4-7-6 橋梁用防護柵工		第1編 6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		
	4-7-7 橋梁用高欄工		第1編 6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		
	4-7-8 検査路工		第1編 6-4-16 検査路工		
	4-8-3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工		
第8節 歩道橋本体工	4-8-4 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工		
	4-8-5 橋脚フーチング工		第6編 3-6-9 橋脚フーチング工		
	4-8-6 歩道橋架設工		第1編 6-4-18 架設工 (鋼製)		
	4-8-7 現場塗装工		第1編 6-1-1 現場塗装工		

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第5章 コンクリート橋上部				
第3節 工場製作工				
	5-3-2 プレベーム用桁製作工		第1編6-4-7 プレベーム用桁製作工	
	5-3-3 橋梁用防護柵製作工		第1編6-4-8 橋梁用防護柵工	
	5-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第1編6-4-4 鋼製伸縮継手工	
	5-3-5 検査路製作工		第1編6-4-3 検査路製作工	
	5-3-6 工場塗装工		第1編3-3-15 工場塗装工	
	5-3-7 铸造費		第1編6-4-9 铸造費	
第4節 PC橋工				
	5-4-2 プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	第1編6-4-19 プレテンション桁製作工（購入工）	
		スラブ橋	第1編6-4-19 プレテンション桁製作工（購入工）	
	5-4-3 ポストテンション桁製作工		第1編6-4-20 ポストテンション桁製作工	
	5-4-4 プレキャストセグメント製作工（購入工）		第1編6-4-21 プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	
	5-4-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第1編6-4-22 プレキャストセグメント主桁組立工	
	5-4-6 支承工		第1編6-4-17 支承工	
	5-4-7 架設工（クレーン架設）		第1編6-4-26 架設工（コンクリート橋）	
	5-4-8 架設工（架設桁架設）		第1編6-4-26 架設工（コンクリート橋）	
	5-4-9 床版・横組工		第1編6-4-12 床版・横組工	
	5-4-10 落橋防止装置工		第1編6-4-34 落橋防止装置工	
第5節 プレベーム桁製作工				
	5-5-2 プレベーム桁製作工（現場）			出- 97 130
	5-5-3 支承工		第1編6-4-17 支承工	
	5-5-4 架設工（クレーン架設）		第1編6-4-26 架設工（コンクリート橋）	
	5-5-5 架設工（架設桁架設）		第1編6-4-26 架設工（コンクリート橋）	
	5-5-6 床版・横組工		第1編6-4-12 床版・横組工	
	5-5-9 落橋防止装置工		第1編6-4-34 落橋防止装置工	
第6節 PCホロースラブ橋工				
	5-6-2 架設支保工（固定）		第1編6-4-26 架設工（コンクリート橋）	
	5-6-3 支承工		第1編6-4-17 支承工	
	5-6-4 PCホロースラブ製作工		第1編6-4-23 PCホロースラブ製作工	
	5-6-5 落橋防止装置工		第1編6-4-34 落橋防止装置工	
第7節 RCホロースラブ橋工				
	5-7-2 架設支保工（固定）		第1編6-4-26 架設工（コンクリート橋）	
	5-7-3 支承工		第1編6-4-17 支承工	
	5-7-4 RC場所打ホロースラブ製作工		第1編6-4-23 PCホロースラブ製作工	
	5-7-5 落橋防止装置工		第1編6-4-34 落橋防止装置工	
第8節 PC版桁橋工				
	5-8-2 PC版桁製作工		第1編6-4-23 PCホロースラブ製作工	
第9節 PC箱桁橋工				
	5-9-2 架設支保工（固定）		第1編6-4-26 架設工（コンクリート橋）	
	5-9-3 支承工		第1編6-4-17 支承工	
	5-9-4 PC箱桁製作工		第1編6-4-24 PC箱桁製作工	
	5-9-5 落橋防止装置工		第1編6-4-34 落橋防止装置工	
第10節 PC片持箱桁橋工				
	5-10-2 PC片持箱桁製作工		第1編6-4-24 PC箱桁製作工	
	5-10-3 支承工		第1編6-4-17 支承工	
	5-10-4 架設工（片持架設）		第1編6-4-26 架設工（コンクリート橋）	
第11節 PC押し箱桁製作工				
	5-11-2 PC押し箱桁製作工		第1編6-4-25 PC押し箱桁製作工	
	5-11-3 架設工（押し架設）		第1編6-4-26 架設工（コンクリート橋）	
第12節 橋梁付属物工				
	5-12-2 伸縮装置工		第1編6-4-13 伸縮装置工	
	5-12-4 地覆工		第1編6-4-14 地覆工	
	5-12-5 橋梁用防護柵工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	5-12-6 橋梁用高欄工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	5-12-7 検査路工		第1編6-4-16 検査路工	
第6章 トンネル（NATM）				
第4節 支保工				
	6-4-3 吹付工			出- 97 130
	6-4-4 ロックボルト工			出- 98 131
第5節 覆工				
	6-5-3 覆工コンクリート工			出- 98 131
	6-5-4 側壁コンクリート工		第6編6-5-3 覆工コンクリート工	
	6-5-5 床版コンクリート工			出- 99 132
第6節 インバート工				
	6-6-4 インバート本体工			出- 99 132
第7節 坑内付帯工				
	6-7-5 地下排水工		第1編6-1-9 暗渠工	
第8節 坑門工				
	6-8-4 坑門本体工			出- 100 133
	6-8-5 明り巻工			出- 100 133

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第12章 共同溝					
第3節 工場製作工	12-3-3 工場塗装工		第1編3-3-15 工場塗装工		
第5節 現場打構築工	12-5-2 現場打躯体工			出- 101134	
	12-5-4 カラー継手工			出- 101134	
	12-5-5 防水工	防水 防水保護工 防水壁		出- 101134 出- 101134 出- 101134	
第6節 プレキャスト構築工	12-6-2 プレキャスト躯体工			出- 102135	
第13章 電線共同溝					
第5節 電線共同溝工	13-5-2 管路工	管路部		出- 102135	
	13-5-3 プレキャストボックス工	特殊部		出- 102135	
第6節 付帯設備工	13-6-2 ハンドホール工			出- 103136	
第14章 情報ボックス工					
第3節 情報ボックス工	14-3-3 管路工	管路部	第6編13-5-2 管路工 (管路部)		
第4節 付帯設備工	14-4-2 ハンドホール工		第6編13-6-2 ハンドホール工		
第15章 道路維持					
第4節 舗装工	15-4-3 路面切削工		第1編6-4-31 路面切削工		
	15-4-4 舗装打換え工		第1編6-4-32 舗装打換え工		
	15-4-5 切削オーバーレイ工			出- 104137	
	15-4-6 オーバーレイ工		第1編6-4-33 オーバーレイ工		
	15-4-7 路上再生工			出- 104137	
	15-4-8 薄層カラー舗装工		第1編3-6-7 薄層カラー舗装工		
	第5節 排水構造物工	15-5-3 側溝工		第1編6-1-6 側溝工	
		15-5-4 管渠工		第1編6-1-6 側溝工	
15-5-5 集水柵・マンホール工			第1編6-1-8 集水柵工		
15-5-6 地下排水工			第1編6-1-9 暗渠工		
15-5-7 場所打水路工			第1編6-1-7 場所打水路工		
15-5-8 排水工			第1編6-1-6 側溝工		
第6節 防護柵工		15-6-3 路側防護柵工		第1編3-3-11 路側防護柵工	
		15-6-4 防止柵工		第1編3-3-10 防止柵工	
	15-6-5 ボックスビーム工		第1編3-3-11 路側防護柵工		
	15-6-6 車止めポスト工		第1編3-3-10 防止柵工		
第7節 標識工	15-6-7 防護柵基礎工		第1編3-3-11 路側防護柵工		
	15-7-3 小型標識工		第1編3-3-9 小型標識工		
	15-7-4 大型標識工		第6編2-8-4 大型標識工		
第8節 道路付属施設工	15-8-4 道路付属物工		第1編3-3-13 道路付属物工		
	15-8-5 ケーブル配管工		第6編2-11-5 ケーブル配管工		
	15-8-6 照明工		第6編2-11-6 照明工		
第9節 擁壁工	15-9-3 場所打擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工		
	15-9-4 プレキャスト擁壁工		第1編6-1-3 プレキャスト擁壁工		
第10節 石・ブロック積(張)工	15-10-3 コンクリートブロック工		第1編3-5-3 コンクリートブロック工		
	15-10-4 石積(張)工		第1編3-5-5 石積(張)工		
第11節 カルバート工	15-11-4 場所打函渠工		第6編1-7-6 場所打函渠工		
	15-11-5 プレキャストカルバート工		第1編6-4-1 プレキャストカルバート工		
第12節 法面工	15-12-2 植生工		第1編3-3-7 植生工		
	15-12-3 法面吹付工		第1編3-3-6 吹付工		
	15-12-4 法枠工		第1編3-3-5 法枠工		
	15-12-6 アンカー工		第1編6-1-5 アンカー工		
	15-12-7 かご工	じゃかご ふとんかご		第1編6-2-3 じゃかご 第1編6-2-4 ふとんかご・かご枠	
第14節 橋梁付属物工	15-14-2 伸縮継手工		第1編6-4-13 伸縮装置工		
	15-14-4 地覆工		第1編6-4-14 地覆工		
	15-14-5 橋梁用防護柵工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		
	15-14-6 橋梁用高欄工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		
	15-14-7 検査路工		第1編6-4-16 検査路工		
第16節 現場塗装工	15-16-6 コンクリート面塗装工		第1編3-3-16 コンクリート面塗装工		
第17章 道路修繕					
第3節 工場製作工	17-3-4 桁補強材製作工			出- 105138	
	17-3-5 落橋防止装置制作工		第1編6-4-5 落橋防止装置製作工		

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4節 舗装工	17-4-3 路面切削工		第1編6-4-31路面切削工	
	17-4-4 舗装打換え工		第1編6-4-32舗装打換え工	
	17-4-5 切削オーバーレイ工		第6編15-4-5 切削オーバーレイ工	
	17-4-6 オーバーレイ工		第1編6-4-33オーバーレイ工	
	17-4-7 路上再生工		第6編15-4-7 路上再生工	
	17-4-8 薄層カラー舗装工		第1編3-6-7 薄層カラー舗装工	
	17-4-10 歩道舗装修繕工		第6編2-3 歩道路盤工、歩道舗装工	
第5節 排水構造物工	17-5-3 側溝工		第1編6-1-6 側溝工	
	17-5-4 管渠工		第1編6-1-6 側溝工	
	17-5-5 集水桝・マンホール工		第1編6-1-8 集水桝工	
	17-5-6 地下排水工		第1編6-1-9 暗渠工	
	17-5-7 場所打水路工		第1編6-1-7 場所打水路工	
第6章 緑石工	17-5-8 排水工		第1編6-1-6 側溝工	
	17-6-3 緑石工		第1編3-3-8 緑石工	
第7節 防護柵工	17-7-3 路側防護柵工		第1編3-3-11路側防護柵工	
	17-7-4 防止柵工		第1編3-3-10防止柵工	
	17-7-5 ボックスビーム工		第1編3-3-11路側防護柵工	
	17-7-6 車止めポスト工		第1編3-3-10防止柵工	
第8節 標識工	17-7-7 防護柵基礎工		第6編15-6-7 防護柵基礎工	
	17-8-3 小型標識工		第1編3-3-9 小型標識工	
第9節 区画線工	17-8-4 大型標識工		第6編2-8-4 大型標識工	
	17-9-2 区画線工		第1編3-3-12区画線工	
第11節 道路付属施設工	17-11-4 道路付属物工		第1編3-3-13道路付属物工	
	17-11-5 ケーブル配管工		第6編2-11-5 ケーブル配管工	
第12節 擁壁工	17-11-6 照明工		第6編2-11-6 照明工	
	17-12-3 場所打擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工	
第13節 石・ブロック積(張)工	17-12-4 プレキャスト擁壁工		第1編6-1-3 プレキャスト擁壁工	
	17-13-3 コンクリートブロック工		第1編3-5-3 コンクリートブロック工	
第14節 カルバート工	17-13-4 石積(張)工		第1編3-5-5 石積(張)工	
	17-14-4 場所打函渠工		第6編1-7-6 場所打函渠工	
第15節 法面工	17-14-5 プレキャストカルバート工		第1編6-4-1 プレキャストカルバート工	
	17-15-2 植生工		第1編3-3-7 植生工	
	17-15-3 法面吹付工		第1編3-3-6 吹付工	
	17-15-4 法枠工		第1編3-3-5 法枠工	
	17-15-6 アンカー工		第1編6-1-5 アンカー工	
	17-15-7 かご工	じゃかご	第1編6-2-3 じゃかご	
	17-15-7 かご工	ふとんかご	第1編6-2-4 ふとんかご・かご枠	
第16節 落石雪害防止工	17-16-4 落石防止網工		第6編1-9-4 落石防止網工	
	17-16-5 落石防護柵工		第1編6-4-2 落石防護柵工	
	17-16-6 防雪柵工		第6編1-9-6 防雪柵工	
	17-16-7 雪崩予防柵工		第6編1-9-7 雪崩予防柵工	
第18節 鋼桁工	17-18-3 鋼桁補強工		第6編17-3-4 桁補強材製作工	
第19節 橋梁支承工	17-19-3 鋼橋支承工		第1編6-4-17 支承工	
	17-19-4 PC橋支承工		第1編6-4-17 支承工	
第20節 橋梁付属物工	17-20-3 伸縮継手工		第6編15-14-2 伸縮継手工	
	17-20-4 落橋防止装置工		第1編6-4-34 落橋防止装置工	
	17-20-6 地覆工		第1編6-4-14 地覆工	
	17-20-7 橋梁用防護柵工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	17-20-8 橋梁用高欄工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	17-20-9 検査路工		第1編6-4-16 検査路工	
第23節 現場塗装工	17-23-3 橋梁塗装工		第1編6-1-1 現場塗装工	
	17-23-6 コンクリート面塗装工		第1編3-3-16 コンクリート面塗装工	

【第8編 港湾漁港編】

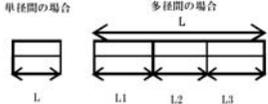
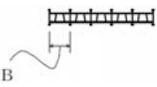
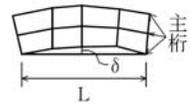
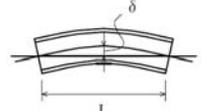
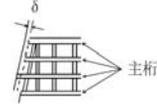
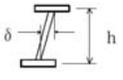
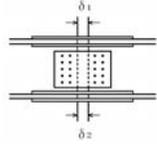
章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第4章 一般施工					
第3節 浚渫工	4-3-1 浚渫工			出- 106 139	
第5節 海上地盤改良工	4-5-2 床掘工			出- 106 139	
	4-5-6 置換工	置換材均し		出- 106 139	
	4-5-7 圧密・排水工	サンドドレーン			出- 106 139
		敷砂均し			出- 107 140
		載荷土砂			出- 107 140
		ペーパードレーン			出- 107 140
		グラベルマット			出- 107 140
		グラベルドレーン			出- 108 141
	4-5-8 締固工	ロッドコンパクション			出- 108 141
		サンドコンパクションパイプ			出- 108 141
		盛上土砂撤去			出- 108 141
		敷砂均し	第8編4-3-4 圧密・排水工(敷砂均し)		
	4-5-9 固化工	深層混合処理杭			出- 109 142
盛上土砂撤去		第8編4-5-8 締固工(盛上土砂撤去)			
敷砂均し		第8編4-5-7 圧密・排水工(敷砂均し)			
事前混合処理				出- 109 142	
	表層固化处理			出- 109 142	

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 基礎工	4-6-2基礎盛砂工	盛砂均し		出- 110 143	
	4-6-3洗掘防止工	アスファルトマット、繊維系マット、合成樹脂系マット、ゴムマット		出- 110 143	
	4-6-4基礎捨石工	基礎捨石(均しを行わない面)		出- 110 143	
		捨石本均し		出- 111 144	
	4-6-6基礎ブロック工	基礎ブロック製作		出- 111 144	
	4-6-6基礎ブロック工	基礎ブロック据付		出- 112 145	
第7節 本体工(ケーソン式)	4-7-2ケーソン製作工			出- 112 145	
	4-7-3ケーソン進水掘付工			出- 113 146	
	4-7-4中詰工	砂・石材中詰		出- 113 146	
		コンクリート中詰、プレバックドコンクリート中詰		出- 114 147	
	4-7-5蓋コンクリート工			出- 114 147	
	4-7-6蓋ブロック工	蓋ブロック製作 蓋ブロック据付		出- 115 148	
第8節 本体工(ブロック式)	4-8-2本体ブロック製作工			出- 115 148	
	4-8-3本体ブロック据付工			出- 115 148	
	4-8-4中詰工		第8編4-7-4中詰工		
	4-8-5蓋コンクリート工		第8編4-7-5蓋コンクリート工		
	4-8-6蓋ブロック工		第8編4-7-6蓋ブロック工		
	第9節 本体工(場所打式)	4-9-2場所打コンクリート工	防波堤 岸壁		出- 116 149
				出- 116 149	
第10節 本体工(捨石・捨ブロック式)	4-10-2洗掘防止工		第8編4-6-3洗掘防止工		
	4-10-3本体捨石工		第8編4-6-4基礎捨石工		
	4-10-4捨ブロック工	捨ブロック製作		出- 116 149	
		捨ブロック据付		出- 117 150	
第11節 本体工(鋼矢板式)	4-10-5場所打コンクリート工			出- 117 150	
	4-11-2鋼矢板工	先行掘削		出- 117 150	
		鋼矢板、鋼管矢板		出- 118 151	
	4-11-3控工	先行掘削	第8編4-11-12-1鋼矢板工(先行掘削)		出- 118 151
		控鋼矢板		出- 118 151	
		控鋼杭		出- 119 152	
		プレキャストコンクリート控壁		出- 119 152	
		場所打コンクリート控壁		出- 119 152	
		腹起		出- 120 153	
		タイ材(タイロッド取付)		出- 120 153	
タイ材(タイワイヤー取付)			出- 120 153		
第12節 本体工(コンクリート矢板式)	4-12-2コンクリート矢板工			出- 121 154	
	4-12-3控工		第8編4-11-3控工		
第13節 本体工(鋼杭式)	4-13-2鋼杭工	鋼杭		出- 121 154	
第14節 本体工(コンクリート杭式)	4-14-2コンクリート杭工	コンクリート杭		出- 121 154	
第15節 被覆・根固工	4-15-2被覆石工	被覆均し		出- 122 155	
	4-15-4被覆ブロック工	被覆ブロック製作		出- 122 155	
		被覆ブロック据付		出- 122 155	
	4-15-5根固ブロック工	根固ブロック製作 根固ブロック据付		出- 123 156	
第16節 上部工	4-16-2上部コンクリート工	防波堤		出- 123 156	
		岸壁		出- 123 156	
		栈橋		出- 123 156	
	4-16-3上部ブロック工	上部ブロック製作		出- 124 157	
	4-16-3上部ブロック工	上部ブロック据付	第8編4-16-2上部コンクリート工(防波堤)(岸壁)(栈橋)		
第17節 付属工	4-17-2係船柱工			出- 124 157	
	4-17-3係船環工			出- 124 157	
	4-17-4防舷材工			出- 124 157	
	4-17-5車止め・縁金物工			出- 125 158	
	4-17-6防食工	電気防食		出- 125 158	
		FRPモルタル被覆		出- 125 158	
第18節 消波工	4-18-2洗掘防止工		第8編4-6-3洗掘防止工		
	4-18-3消波ブロック工	消波ブロック製作 消波ブロック据付		出- 126 159	
第19節 裏込・裏埋工	4-19-2裏込工	裏込均し		出- 127 160	
	4-19-3裏埋材	裏埋材		出- 127 160	
		土砂掘削、土砂盛土		出- 127 160	
	4-19-4裏埋土工	土砂掘削、土砂盛土		出- 128 161	
第20節 埋立工	4-20-3固化工		第8編4-5-9固化工		
	4-20-4埋立工	ポンプ土取、グラブ土取、ガット土取	第8編4-3-1浚渫工		
		土砂掘削、土砂盛土	第8編4-19-4 裏埋土工(土砂掘削)(土砂盛土)		

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第21節 陸上地盤改良工	4-21-2圧密・排水工		一般土木の規程を適用する	
	4-21-3締固工		一般土木の規程を適用する	
	4-21-4固化工		一般土木の規程を適用する	
第23節 舗装工	4-23-3コンクリート舗装工	下層路盤		出- 128 161
		上層路盤		出- 128 161
		コンクリート舗装版		出- 128 161
	4-23-4 アスファルト舗装工	下層路盤		出- 128 161
		上層路盤		出- 129 162
		基層		出- 129 162
第23節 舗装工	4-23-4 アスファルト舗装工	表層		出- 129 162
第24節 維持補修工	4-24-2維持塗装工	係船柱塗装、車止塗装、縁金物塗装		出- 129 162
	4-24-3防食工		第8編4-17-6防食工	129 162
第25節 構造物撤去工	4-25-2取壊し工			出- 129 162
	4-25-3撤去工	水中コンクリート撤去		出- 130 163
		鋼矢板等切断撤去、鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去		出- 130 163
		腹起・タイ材撤去、ケーソン撤去、ブロック撤去		出- 130 163
		舗装版撤去		出- 130 163
	石材撤去		出- 130 163	
第26節 仮設工	4-26-2仮設鋼矢板工		第8編4-11-2鋼矢板工第8編4-13-2鋼杭工	出- 131 164
	4-26-3仮設鋼管杭・鋼管矢板工	先行掘削	第8編4-11-2-1鋼矢板工(先行掘削)(任意仮設は除く)	
		仮設鋼管杭・鋼管矢板	第8編4-11-2鋼矢板工第8編4-13-2鋼杭工(任意仮設は除く)	
第27節 雑工	4-27-2 現場鋼材溶接工	現場鋼材溶接		出- 132 165
		被覆溶接(水中)、スタッド溶接(水中)		出- 132 165
	4-27-3現場鋼材切断工	陸上現場切断		出- 132 165
		水中切断		出- 132 165
	4-27-4その他雑工	清掃		出- 132 165
	削孔		出- 132 165	

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

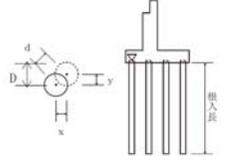
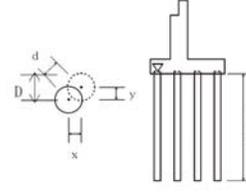
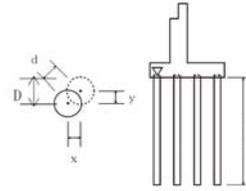
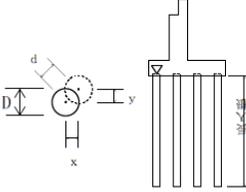
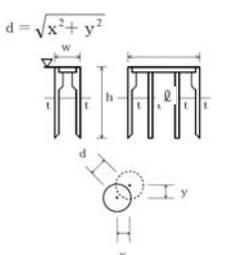
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
1	3	3	14	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮 組 立 精 度	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm (10+L1/10)$ $\pm (10+L2/10)$	各桁毎に全数を測定。			
							主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots\dots$ $B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \dots\dots$ $B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			
							主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots\dots$ $h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2) \dots\dots$ $h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。		
							主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \dots\dots$ $L \leq 100$ $25 \dots\dots$ $L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			
							主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \dots\dots$ $L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots\dots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots\dots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots\dots$ $80 < L \leq 200$	各主桁について10～12m間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長 (m)		
							主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			
							主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		
							現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)			

※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基 準 高 ∇	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾 斜	1/100以内			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基 準 高 ∇	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100以内			
						傾 斜	1/100以内			
						杭 径 D	設計値以上			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基 準 高 ∇	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100以内			
						傾 斜	1/100以内			
						杭 径 D	設計径(公称径) -30以上			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基 準 高 ∇	±50	全数について杭中心で測定。		
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	150以内			
						傾 斜	1/50以内			
						基 礎 径 D	設計径(公称径) 以上※			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 ∇	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						ケーソンの長さ l	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏 心 量 d	300以内			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1	3	6	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	<p>事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1	3	6	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上波レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」において出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測制度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計復員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+40 -15			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1	3	6	5	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	基準高▽	±30	±30	—	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-25	-30	-8	-10			
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1	3	6	5	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上波レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」において出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測制度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計復員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1	3	6	5	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	基準高▽	±30	±30	—	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ最1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-25	-30	-8	-10			
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1	3	6	5	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上波レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」において出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測制度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計復員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	5 一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	基準高▽	±20	±20	—		<p>基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m²に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
						厚 さ	-15	-20	-5	-7			
						幅	-50	-50	—				
						<p>基準高は、加熱アスファルト安定処理で工事完成する場合のみ適用する。</p>							

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	5 一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上波レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」において出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測制度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計復員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1	3	6	5	5	アスファルト舗装工 (基層工・中間層工)	基準高▽	±20	±20	—	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-9	-12	-3	-3			
						幅	-25	-25	—	—			
							基準高は、基層・中間層で工事完成する場合のみ適用する。						

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1	3	6	5	5	アスファルト舗装工 (基層工・中間層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上波レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」において出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測制度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計復員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1	3	6	5	6	アスファルト舗装工 (表層工)	基準高▽	±20	±20	—	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 ※区間長が100m未満の場合は平坦性を省略することができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚 さ	-7	-9	-2	-3			
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3m ² プロフィールメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1	3	6	5	6	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上波レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」において出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測制度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計復員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
	平坦性	—		3m ² プロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下									

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	基準高▽	±30		—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定		
						厚 さ	-25	-30	-8				
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1	3	6	6	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	基準高▽	±30(±20)		—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。</p> <p>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
						厚 さ	-25	-30	-8				
						幅	-50		—				
							()は加熱アスファルト安定処理工に適用する。 基準高は、加熱アスファルト安定処理で工事完成する場合のみ適用する。						
1	3	6	6	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	基準高▽	±20		—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。</p> <p>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
						厚 さ	-9	-12	-3				
						幅	-25		—				
							基準高は、中間層で工事完成する場合のみ適用する。						

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	基準高▽	±20		—		<p>基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。</p> <p>厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後 各車線200m毎に水糸又はレベルにより1側線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、</p> <p>幅は、延長80m毎、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。</p> <p>平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。</p> <p>なお、トップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。</p> <p>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
						厚 さ	-10		-3.5				
						幅	-25		—				
						平 坦 性	—		コンクリートの硬化後3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合、(σ)2.4mm以下 人工舗設の場合、(σ)3mm以下				
					目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		<p>基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。</p> <p>厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。</p> <p>幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。</p>		
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	基準高▽	±30		—		<p>基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。</p> <p>厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。</p> <p>幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。</p>		
						厚 さ	-25	-30	-8				
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定 処理工	基準高▽	±30(±20)		—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。 ()は加熱アスファルト安定処理工に適用する。 基準高は、加熱アスファルト安定処理で工事完成する場合のみ適用する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-25	-30	-8				
						幅	-50		—				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	基準高▽	±20		—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚 さ	-9	-12	-3				
						幅	-25		—				
							基準高は、中間層で工事完成する場合のみ適用する。						
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	基準高▽	±20		—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸系又はレベルにより1側線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、 幅は、延長80m毎、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。 平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	
						厚 さ	-15		-4.5				
						幅	-35		—				
						平 坦 性	—	転圧コンクリートの硬化後3mプロファイルメーターにより(σ)2.4mm以下					
						目地段差	±2						

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	基準高▽	±30		—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-25	-30	-8				
						幅	-50		—				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	基準高▽	±30		—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-25	-30	-8				
						幅	-50		—				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	基準高▽	±20		—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。		
						厚 さ	-15	-20	-5				
						幅	-50		—				
							基準高は、加熱アスファルト安定処理で工事完成する場合のみ適用する。						

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7	5	薄層カラー舗装工 (基層工・中間層工)	基準高▽	±20		—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-9	-12	-3				
						幅	-25		—				
							基準高は、基層・中間層で工事完成する場合のみ適用する。						
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。		
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	基準高▽	±30		—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。		
						厚 さ	-25	-30	-8				
						幅	-50		—				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	基準高▽	±30		—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。		
						厚 さ	-25	-30	-8				
						幅	-50		—				

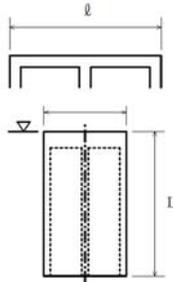
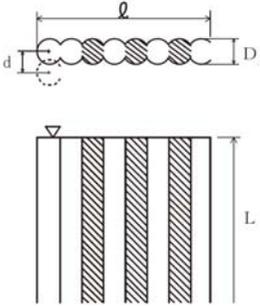
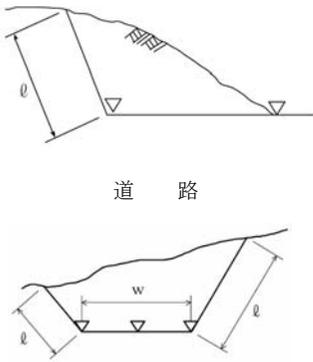
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	基準高▽	±20		—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。</p> <p>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
						厚 さ	-15	-20	-5				
						幅	-50		—				
							基準高は、加熱アスファルト安定処理で工事完成する場合のみ適用する。						
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	5	ブロック舗装工 (基層工・中間層工)	基準高▽	±20		—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。		
						厚 さ	-9	-12	-3				
						幅	-25		—				
							基準高は、基層・中間層で工事完成する場合のみ適用する。						

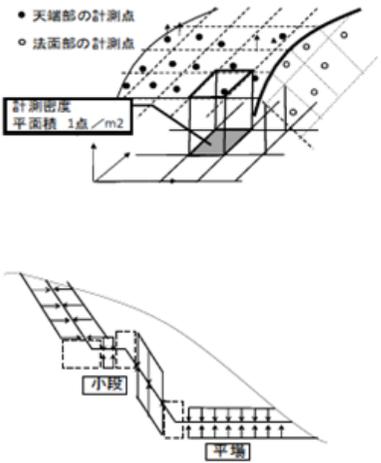
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工（壁式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所。			
						連壁の長さ l	-50				
						変 位	300				
						壁 体 長 L	-200				
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工（柱列式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所。		D：杭径	
						連壁の長さ l	-50				
						変 位	D/4以内				
						壁 体 長 L	-200				
1 共通編	4 土工	3 共通土工	2	1	掘削工	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	河川・海岸・砂防  道 路		
						法長 l	$l < 5m$				-200
							$l \geq 5m$				法長の-4%
						幅 W	-100				
					幅は、道路土工の場合適用にする。						

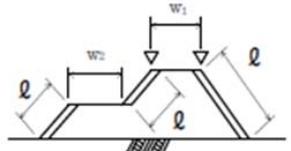
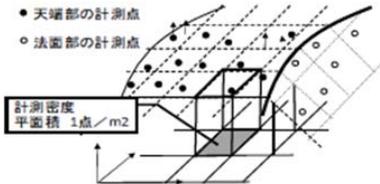
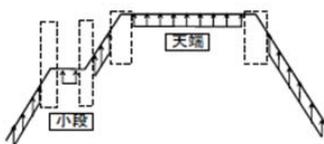
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	4 土工	3 共通土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 (小段含む)	水平 または 標高 較差	±70	±160			

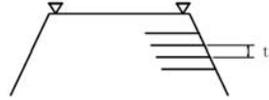
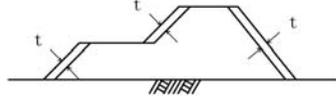
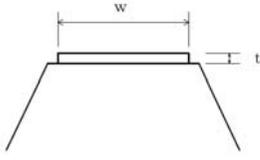
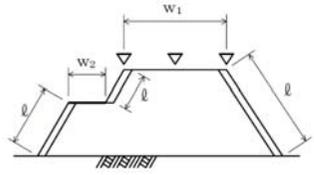
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通編	4 土工	3 共通土工	3	1	盛土工	基準高 ▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。				
						法長 l	$l < 5\text{ m}$				-100	
							$l \geq 5\text{ m}$				法長の-2%	
						幅	W_1, W_2				-100	
			2	盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。			
					天端	標高較差	-50	-150	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている			
					法面 4割< 勾配	水平 または 標高 較差	-50	-170	3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。			
					法面 4割≥ 勾配 (小段含 む)	標高 較差	-60	-170	4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。			
					※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの				5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
												

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条 枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	4 土工	3 共通土工	4	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工 法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた 補強土工法)	基 準 高 ∇	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場 合は50m)につき1ヶ所、延長40 m(又は50m)以下のものは1施工 箇所につき2ヶ所。			
					厚 さ t	-50				
					控 え 長 さ	設計値以上				
1 共通編	4 土工	3 共通土工	5	法面整形工(盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場 合は50m)につき1ヶ所、延長40 m(又は50m)以下のものは1施工 箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。			
1 共通編	4 土工	4 河川・海岸・砂防土工	5	堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25 mの場合は50m)につき1ヶ所、延 長40m(又は50m)以下のものは 1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ 所、200m以下は2ヶ所、中央で測 定。		
						t ≥ 15cm	-50			
					幅 W		-100			
1 共通編	4 土工	5 道路土工	3	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ∇	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長4 0m(又は50m)以下のものは1施 工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要 領(土工編)」または「RTK-GN SSを用いた出来形管理要領(土工 編)」の規定により測点による管理 を行う場合は、設計図書の測点毎。基準 高は掘削部の両端で測定。			
					法長 ℓ	ℓ < 5m				-100
			ℓ ≥ 5m			法長の-2%				
			幅 W ₁ , W ₂			-100				

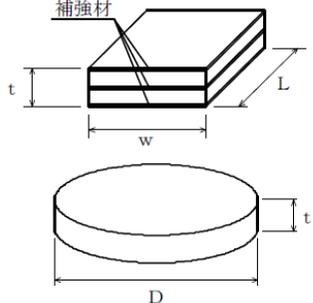
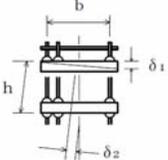
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	4 土工	5 道路土工	3 4	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、または「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						天端	標高較差	±50	±150			
						法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190			
1 共通編	4 土工	5 道路土工	3 5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t		※-30		施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定 ※土羽打ちのある場合に適用。		

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	9	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅 w長さL直径D	w, L, D ≤ 500	0～+5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t） の最大相対誤差		
							500 < w, L, D ≤ 1500mm	0～+1%			
							1500 < w, L, D	0～+15			
						厚さ t	t ≤ 20mm	±0.5			
							20 < t ≤ 160	±2.5%			
							160 < t	±4			
						平面度	w, L, D ≤ 1,000mm	1			
1,000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1,000										
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	10		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ ₁ (mm)	b / 500	軸心上全数測定。		
							鉛直度 δ ₂ (mm)	h / 500			
							高さ h (mm)	±5			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	11		仮設材製作工	部材	部材長ℓ (m)	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10	図面の寸法表示箇所で測定。		
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	12		床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)			
						幅 w	0～+30				
						厚さ t	-10～+20				
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。 1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。			
						鉄筋の有効高さ	±10				
						鉄筋間隔	±20	1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。			
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10										

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	13	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	±3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向） に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			
						表 面 の 凹 凸	3				
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~-2				
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	13	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高 さ	据 付 け 高 さ	±3	高さについては車道端部、中央部において 車線方向に各3点計9点。		
							車線方向各点 誤差の相対差	3			
						表 面 の 凹 凸	3	表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向） に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			
						歯型板面の歯咬み 合い部の高低差	2				
						歯咬み合い部の 縦方向間隔W1	±2	歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3 点			
						歯咬み合い部の 横方向間隔W2	±5				
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~-2				
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	13	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表 面 の 凹 凸	3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向） に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~+3				
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	14		地覆工	地 覆 の 幅 w ₁	-10~+20	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。			
						地 覆 の 高 さ h	-10~+20				
						有 効 幅 員 w ₂	0~+30				
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	15		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 w ₁	-5~+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。			
						地 覆 の 幅 w ₂	-10~+20				
						高 さ h ₁	-20~+30				
						高 さ h ₂	-10~+20				
						有 効 幅 員 w ₃	0~+30				
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	16		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。			
						高 さ	±4				

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1	6	4	18		架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全 長 L (m) 支 間 長 L _n (m)	± (20+L1/5) ± (20+L2/5)	各桁毎に全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)			
						通り δ (mm)	± (10+2L/5)	L：主桁・主構の支間長(m)			
						そり δ (mm)	± (25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)			
						※主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4……… ± (3+B/2)………	B≤2 B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	±10		どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000		各主桁の両端部を測定。 h：上げた・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	±5		主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ ₁ , δ ₂ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)		
									※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	27	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	27	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において、「地上波レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」において出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測制度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計復員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+40 -15			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	27	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	基準高▽	±30	±30	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-25	-30	-8	-10			
						幅	-50	-50	—	—			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	27	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において、「地上波レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」において出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測制度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計復員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	27	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	基準高▽	±30	±30	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-25	-30	-8	-10			
						幅	-50	-50	—	—			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	27	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において、「地上波レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」において出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測制度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計復員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定 値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	27	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	基準高▽	±20	±20	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
						厚 さ	-15	-20	-5	-7			
						幅	-50	-50	—	—			
						基準高は、加熱アスファルト安定処理で工事完成する場合のみ適用する。							

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1	6	4	27	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上波レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」において出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測制度として±10 mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計復員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	27	5	半たわみ性舗装工 (基層工・中間層工)	基準高▽	±20	±20	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
						厚 さ	-9	-12	-3	-4			
						幅	-25	-25	—	—			
基準高は、基層・中間層で工事完成する場合のみ適用する。													

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1	6	4	27	5	半たわみ性舗装工 (基層工・中間層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上波レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」において出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測制度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計復員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	27	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	基準高▽	±20	±20	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
						厚 さ	-7	-9	-2	-3			
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X_{10}) *面管理の場合は測定 値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1	6	4	27	6	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上波レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」において出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測制度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計復員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
						平 坦 性	—		3m ² プロフィールメーター (σ) 2.4 mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75 mm以下				

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	28	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	28	1	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において、「地上波レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」において出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測制度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計復員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+40 -15			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	28	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	基準高▽	±30	±30	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-25	-30	-8	-10			
						幅	-50	-50	—	—			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	28	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において、「地上波レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」において出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法によりで出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測制度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計復員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定 値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1	6	4	28	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰・瀝青)安定処 理工	基準高▽	±30 (±20)	±30 (±20)	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所、かつ 1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道 路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割合で コアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1 施工箇所につき最低3ヶ所測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模は小さいものの、管理結果を施 工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平 均値(X ₁₀)について満足しなければ ならない。ただし、厚さデータが10個 未満の場合は測定値の平均値は適用し ない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-25	-30	-8	-10			
						幅	-50	-50	—	—			
							()は加熱アスファルト安定処 理工に適用する。 基準高は、加熱アスファルト安定 処理で工事完成する場合のみ適 用する。						

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定 値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1	6	4	28	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰・瀝青)安定処 理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上波レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」において出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測制度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計復員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定 値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1	6	4	28	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	基準高▽	±20	±20	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
						厚 さ	-15	-20	-5	-7			
						幅	-50	-50	—	—			
							基準高は、加熱アスファルト安定処理で工事完成する場合のみ適用する。						

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	5 共通施工	4 道路関係	28	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上波レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」において出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測制度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計復員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	28	5	排水性舗装工 (基層工・中間層工)	基準高▽	±20	±20	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
						厚 さ	-9	-12	-3	-4			
						幅	-25	-25	—	—			
							<p>基準高は、基層・中間層で工事完成する場合のみ適用する。</p>						

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X_{10}) *面管理の場合は測定 値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1	5	4	28	5	排水性舗装工 (基層工・中間層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上波レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」において出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測制度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計復員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定 値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	28	6	排水性舗装工 (表層工)	基準高▽	±20	±20	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p> <p>※区間長が100m未満の場合は平坦性を省略することができる。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
						厚 さ	-7	-9	-2	-3			
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3m ² プロファイルメーカー(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X_{10}) *面管理の場合は測定 値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1	6	4	28	6	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上波レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」において出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測制度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計復員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
				平坦性	—			3m ² プロファイルメーター(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き)(σ) 1.75mm以下					

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定 値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1	6	4	29	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	基準高▽	±20	±20	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
						厚 さ	-15	-20	-5	-7			
						幅	-50	-50	—	—			
							基準高は、加熱アスファルト安定処理で工事完成する場合のみ適用する。						

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1	6	4	29	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上波レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」において出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測制度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計復員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	29	2	グースアスファルト舗装工 (基層工・中間層工)	基準高▽	±20	±20	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
						厚 さ	-9	-12	-3	-5			
						幅	-25	-25	—	—			
							基準高は、基層・中間層で工事完成する場合のみ適用する。						

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1	6	4	29	2	グースアスファルト舗装工 (基層工・中間層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上波レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」において出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測制度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計復員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1	6	4	29	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	基準高▽	±20	±20	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p> <p>※区間長が100m未満の場合は平坦性を省略することが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
						厚 さ	-7	-9	-2	-3			
						幅	-25	-25	—	—			
					平坦性	—	3m ² プロファイルメーカー(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下						

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1	6	4	29	3	グーラスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上波レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」において出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測制度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計復員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
	平坦性	—	3mプロフィールメーター(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き)(σ) 1.75mm以下										

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	30	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は片側延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10			
							t ≥ 15cm	-45	-15			
幅	-100		—									
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	30	1	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において、「地上波レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」において出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測制度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計復員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
							厚さあるいは標準較差	t ≥ 15cm	±90			
						t < 15cm		+90 -70	+50 -10			
						t ≥ 15cm		±90	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	30	2	透水性舗装工 (表層工)	基準高▽	±20	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。 厚さは、200m毎に1ヶ所の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		
						厚 さ	-9	-3				
						幅	-25	—				
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	30	2	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標準較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において、「地上波レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」において出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測制度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計復員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		

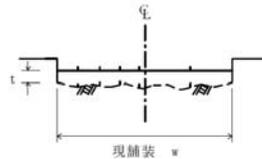
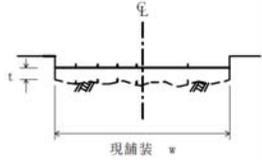
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
4	砂防編	1	7	5	1	鋼製ダム本体工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 ∇	± 50	1. 図面の表示箇所を測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
								長 さ l_1, l_2	± 100			
								幅 w_1, w_3	± 50			
								下流側倒れ \sphericalangle	$\pm 0.02H_1$			
							袖 部	袖 高 ∇	± 50			
								幅 w_2	± 50			
								下流側倒れ \sphericalangle	$\pm 0.02H_2$			
4	砂防編	1	7	5	2	鋼製ダム本体工 (透過型)	堤 長 L	± 50	図面の寸法表示箇所測定。			
							堤 長 l	± 10				
							堤 幅 W	± 30				
							堤 幅 w	± 10				
							高 さ H	± 10				
							高 さ h	± 10				
4	砂防編	1	7	6		鋼製側壁工	堤 高 ∇	± 50	1. 図面に表示してある箇所測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。			
							長 さ L	± 100				
							幅 w_1, w_2	± 50				
							下流側倒れ \sphericalangle	$\pm 0.02H$				
							高 さ h	$h < 3\text{m}$				-50
								$h \geq 3\text{m}$				-100
							4	砂防編				2
幅 w	-30											
高 さ h_1, h_2	-30											
厚 さ t_1, t_2	-20											
延 長 L	-200											

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
6	15	4	5		切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。なお、施工延長が40m以下の場合、3ヶ所/施工箇所とする。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
6	15	4	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30	幅は延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		
						幅 w	-50				
						延長 L	-100				

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	10 本 体 工 （ 捨 石 ・ 捨 ブ ロ ッ ク 式	4	2	捨 ブ ロ ッ ク 工 （ 捨 ブ ロ ッ ク 据 付	法線に対する出入り		±50	据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段） 測定単位 1cm			
						隣接ブロックとの間隔		ブロック（方塊）3cm以下	据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段） 測定単位 1cm			
						延長			据付完了後、法線上（最上段のみ） 測定単位 1cm			
						天端高			レベル等により測定 据付後ブロック1個につき2箇所（最上段のみ） 測定単位 1cm			
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	10 本 体 工 （ 場 所 打 ち コ ン ク リ ー ト	5		場 所 打 コ ン ク リ ー ト 工	天端高	天端幅10m以下の場合	±20	レベル等により測定 天端面は、1スパンにつき4箇所以上測定 バラバット頂部は、1スパンにつき2箇所以上測定 測定単位 1cm			
							天端幅10mを超える場合	+50 -20				
						天端幅	天端幅10m以下の場合	±30	1スパンにつき3箇所測定 測定単位 1cm			
							天端幅10mを超える場合	+50 -30				
						延長		+ 規定しない - 0	法線上 測定単位 1cm			
						法線に対する出入り		±50	1スパンにつき2箇所測定 測定単位 1cm			
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	11 本 体 工 （ 鋼 矢 板 式	2	1	鋼 矢 板 工 （ 先 行 掘 削	位置		設計図書による	トランシット、スチールテープ等により測定。 全数 測定単位 10cm			
						掘削長 掘削深度		設計図書による	レベル等により測定。 全数 測定単位 10cm			+；設計値より浅いことをいう -；設計値より深いことをいう
						掘削径		設計図書による	スチールテープ等により測定（水中の場合はケーシング径等により確認）。 全数（水中の場合は適宜） 測定単位 10cm			

写 真 管 理 基 準

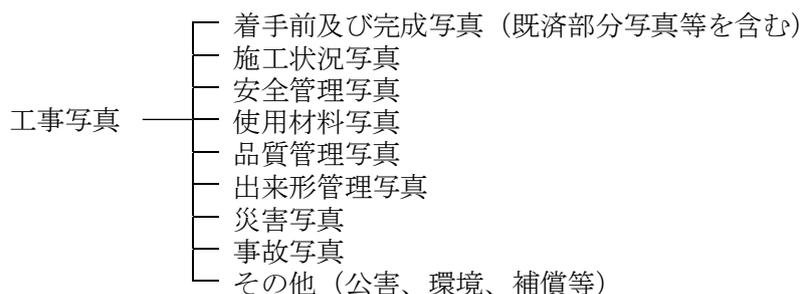
1. 総 則

1-1 適用範囲

この写真管理基準は、建設工事施工管理基準 7 の（1）に定める建設工事の工事写真による管理（撮影～提出）に適用する。

1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



2. 撮 影

2-1 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工 事 名
- ② 工 種 等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設 計 寸 法
- ⑤ 実 測 寸 法
- ⑥ 略 図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け 国官技第347号、国総公第85号）、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「T・S・G・N・S・Sを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督職員（または、現場技術員等）が臨場して段階確認した場合の状況写真は、省略するものとする。

2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の黒板情報電子化について』（平成29年1月30日付け、国技建管第10号）に基づく黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

2-6 写真の仕様

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) デジタルカメラを使用して撮影する場合、有効画素数は**目的物及び**黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3：4程度とする。
(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)
- (3) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、以下の場合には別の大きさとすることができる。
 - ① 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真（つなぎ写真可）とすることができる。
 - ② 監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。

2-7 留意事項

写真管理基準の撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を工事写真帳に添付する。
- (5) 写真管理基準の撮影箇所一覧表に記載のない工種については、類似工種を準用するものとする。

3. 整理提出

工事写真として、工事写真帳及び撮影写真の原本（デジタルカメラで撮影した場合に適用。）を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。

- (1) フィルムカメラで撮影した工事写真帳は、写真管理基準の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。
- (2) デジタルカメラで撮影した工事写真帳は、写真管理基準の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。
- (3) 撮影写真の原本は、撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

4. その他

写真管理基準撮影箇所一覧表の用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所を示すもので、監督職員の承諾した箇所をいう。
- (2) 適宜提出とは、監督職員が指示した箇所を提出することをいう。
- (3) ○○m又は1施工箇所に1回とは、○○mに満たない現場でも最低1回という意味である。
- (4) 不要とは、原本を提出する場合に限り、工事写真帳として添付整理し提出する必要がないことをいう。

品質管理写真撮影箇所一覧表 目次

番号	工 種	摘 要	頁
①	セメント・コンクリート		写- 2 3
②	ガス圧接		
③	既製杭工		
④	下層路盤		
⑤	上層路盤		
⑥	アスファルト安定処理路盤		
⑦	セメント安定処理路盤 (施工)		
⑧	アスファルト舗装 (プラント)		
	アスファルト舗装 (舗設現場)		
⑨	転圧コンクリート (施工)		写- 3 4
⑩	グースアスファルト舗装 (プラント) (舗設現場)		
⑪	路床安定処理工		
⑫	表層安定処理工 (表層混合処理)		
⑬	固結工		
⑭	アンカー工		写- 3 5
⑮	補強土壁工		
⑯	吹付工 (施工)		写- 3-4 5
⑰	現場吹付法砕工		
⑱、⑲	河川土工・海岸土工 (施工)		写- 4 5
⑳	砂防土工		
㉑	道路土工 (施工)		
㉒	捨石工		写- 4 6
㉓	コンクリートダム (材料)		
	コンクリートダム (施工)		
㉔	覆工コンクリート (N A T M)		写- 4-5 6
㉕	吹付けコンクリート (施工)		
㉖	ロックボルト (N A T M)		
㉗	路上再生路盤工 (材料)		写- 5 7
	路上再生路盤工 (施工)		
㉘	路上表層再生工 (材料)		
	路上表層再生工 (施工)		
㉙	排水性舗装工 (プラント)		
	排水性舗装工 (舗設現場)		
㉚	プラント再生舗装工 (プラント)		
	プラント再生舗装工 (現場舗設)		
㉛	工場製作工		写- 6 7
㉜	ガス切断		
㉝	溶接工		写- 6-8

出来形管理写真撮影箇所一覧表 目次
【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第3章 一般施工				
第3節 共通の工種				
	3-3-4 矢板工	鋼矢板		写- 79
		軽量鋼矢板		写- 79
		コンクリート矢板		写- 79
		広幅鋼矢板		写- 79
		可とう鋼矢板		写- 79
	3-3-5 法枠工	現場打法枠工		写- 79
		現場吹付法枠工		写- 79
		プレキャスト法枠工		写- 79
	3-3-6 吹付工	コンクリート		写- 79
		モルタル		写- 79
	3-3-7 植生工	種子散布工		写- 79
		張芝工		写- 79
		筋芝工		写- 79
		市松芝工		写- 79
		植生シート工、 植生マット工		写- 79
		植生筋工		写- 79
		人工張芝工		写- 79
		植生穴工		写- 79
		植生基材吹付工		写- 79
		客土吹付工		写- 79
		3-3-8 縁石工	縁石・アスカーブ	
	3-3-9 小型標識工			写- 79
	3-3-10 防止柵工	立入防止柵		写- 810
		転落（横断）防止柵		写- 810
		車止めポスト		写- 810
	3-3-11 路側防護柵工	ガードレール		写- 810
		ガードケーブル		写- 810
3-3-12 区画線工			写- 810	
3-3-13 道路付属物工	視線誘導標		写- 810	
	距離標		写- 810	
3-3-14 桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		写- 810	
	仮組立検査を実施しない場合		写- 810	
	鋼製ダム製作工（仮組立時）		写- 810	
3-3-15 工場塗装工			写- 810	
3-3-16 コンクリート面 塗装工			写- 810	
第4節 基礎工				
	3-4-1 一般事項	切込砂利		写- 911
		砕石基礎工		写- 911
		割ぐり石基礎工		写- 911
		均しコンクリート		写- 911
		現場打		写- 911
	3-4-3 基礎工（護岸）	プレキャスト		写- 911
	3-4-4 既製杭工	既製コンクリート杭		写- 911
		鋼管杭		写- 911
		H鋼杭		写- 911
	3-4-5 場所打杭工			写- 911
	3-4-6 深礎工			写- 911
	3-4-7 オープンケーソン 基礎工			写- 911
	3-4-8 ニューマチック ケーソン基礎工			写- 911
3-4-9 鋼管矢板基礎工			写- 1012	
第5節 石・ブロック積（張）工				
	3-5-3 コンクリートブ ロック工	コンクリートブロック積		写- 1012
		コンクリートブロック張り		写- 1012
		連節ブロック張り		写- 1012
		天端保護ブロック		写- 1012
3-5-4 緑化ブロック工			写- 1012	
3-5-5 石積（張）工			写- 1012	
第6節 一般舗装工				
	3-6-5 アスファルト舗 装工	下層路盤工		写- 1113
		上層路盤工（粒度調整 路盤工）		写- 1113
		上層路盤工（セメント （石灰）安定処理工）		写- 1113
		加熱アスファルト安定処理工		写- 1113
		基層工		写- 1114
	3-6-5 アスファルト舗 装工	表層工		写- 1114
	3-6-6 コンクリート舗 装工	下層路盤工		写- 1114
		粒度調整路盤工		写- 1114

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-6-6 コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		写- 4414
		アスファルト中間層		写- 4215
		コンクリート舗装版工		写- 4215
		転圧コンクリート版工（下層路盤工）		写- 4215
		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		写- 4215
		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		写- 4215
		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		写- 4216
		転圧コンクリート版工		写- 4216
		連続鉄筋コンクリート舗装工		写- 16
	3-6-7 薄層カラー舗装工	下層路盤工		写- 4216
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		写- 4317
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		写- 4317
		加熱アスファルト安定処理工		写- 4317
		基層工		写- 4317
	3-6-8 ブロック舗装工	下層路盤工		写- 4317
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		写- 4318
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		写- 4318
		加熱アスファルト安定処理工		写- 4318
基層工			写- 4419	
第7節 地盤改良工	3-7-2 路床安定処理工			写- 4419
	3-7-3 置換工			写- 4419
	3-7-4 表層安定処理工	サンドマット	第2編 3-7-6 サンドマット工	
		サンドマット海上		写- 4419
	3-7-5 ハイネット工			写- 4419
	3-7-6 サンドマット工			写- 4419
	3-7-7 パーチカルドレーン	サンドドレーン工		写- 4419
		ベーパードレーン工		写- 4419
		袋詰式サンドドレーン		写- 4419
	3-7-8 締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		写- 4419
	3-7-9 固結工	粉体噴射攪拌工		写- 4419
高圧噴射攪拌工			写- 4419	
スラリー攪拌工			写- 4419	
生石灰パイル工			写- 4419	
第10節 仮設工	3-10-5 土留・仮締切工	H鋼杭		写- 4419
		鋼矢板		写- 4419
		アンカー工		写- 4419
		連節ブロック張り工		写- 4419
		締切盛土		写- 4520
		中詰盛土		写- 4520
	3-10-9 地中連続壁工（壁式）			写- 4520
3-10-10 地中連続壁工（柱列式）			写- 4520	
第11節 軽量盛土工	3-11-2 軽量盛土工		第1編 4-5-3 路体盛土工	
第4章 土工				
第3節 共通土工	4-3-2 掘削工			写- 4520
	4-3-3 盛土工			写- 4521
	4-3-4 盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		写- 4521
		多数アンカー式補強土工法		写- 4521
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		写- 4521
4-3-5 法面整形工	盛土部		写- 4521	
第4節 河川土工・海岸土工・砂防土工	4-4-6 堤防天端工			写- 4521

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第5節 道路土工	4-5-3 路体盛土工			写- 4521	
	4-5-4 路床盛土工			写- 4521	
第5章 無筋、鉄筋コンクリート					
第7節 鉄筋	5-7-4 組立て			写- 4522	
第6章 共通施工					
第1節 共通関係	6-1-1 現場塗装工			写- 4623	
	6-1-2 場所打擁壁工			写- 4623	
	6-1-3 プレキャスト擁壁工			写- 4623	
	6-1-4 盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法			写- 4623
		多数アンカー式補強土工法			写- 4623
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法			写- 4623
	6-1-5 井桁ブロック工			写- 4623	
第1節 共通関係	6-1-6 アンカー工			写- 4623	
	6-1-7 側溝工	プレキャストU型側溝		写- 4623	
		L型側溝		写- 4623	
		自由勾配側溝		写- 4623	
		管渠		写- 4623	
	6-1-8 場所打水路工			写- 4623	
	6-1-9 集水柵工			写- 4623	
	6-1-10 暗渠工			写- 4623	
	6-1-11 刃口金物製作工			写- 4623	
	6-1-12 階段工			写- 4623	
	第2節 河川関係	6-2-1 多自然型護岸工	巨石張り		写- 4623
巨石積み				写- 4623	
6-2-2 かごマット				写- 4724	
6-2-3 羽口工(じゃかご)				写- 4724	
6-2-4 羽口工(ふとんかご・かご枠)				写- 4724	
6-2-5 根固めブロック				写- 4724	
6-2-6 沈床工				写- 4724	
6-2-7 捨石工				写- 4724	
6-2-8 護岸付属物工			写- 4724		
第3節 海岸関係	6-3-1 浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		写- 4724	
		クラブ船		写- 4724	
		バックホウ浚渫船		写- 4724	
第4節 道路関係	6-4-1 プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		写- 4724	
		プレキャストパイプ工		写- 4724	
	6-4-2 落石防護柵工			写- 4724	
	6-4-3 検査路製作工			写- 4724	
	6-4-4 鋼製伸縮継手製作工			写- 4825	
	6-4-5 落橋防止装置製作工			写- 4825	
	6-4-6 鋼製排水管製作工			写- 4825	
	6-4-7 プレベーム用桁製作工			写- 4825	
	6-4-8 橋梁用防護柵製作工			写- 4825	
	6-4-9 铸造費	金属支承工		写- 4825	
		大型ゴム支承工		写- 4825	
	6-4-10 アンカープレート製作工			写- 4825	
	6-4-11 仮設材製作工			写- 4825	
	6-4-12 床版・横組工			写- 4825	
	6-4-13 伸縮装置工	ゴムジョイント		写- 4825	
		鋼製フィンジョイント		写- 4825	
	6-4-14 地覆工			写- 4926	
	6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工			写- 4926	
				写- 4926	
	6-4-16 検査路工			写- 4926	
6-4-17 支承工	鋼製支承		写- 4926		
	ゴム支承		写- 4926		
6-4-18 架設工(鋼製)	クレーン架設		写- 4926		
	ケーブルクレーン架設		写- 4926		
	ケーブルエレクション架設		写- 4926		
	架設桁架設		写- 4926		
	送出し架設		写- 4926		
	トラバークレーン架設		写- 4926		
6-4-19 プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋		写- 4926		
	スラブ橋		写- 4926		

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第4節 道路関係	6-4-20ポストテンション桁製作工			写- 1926	
	6-4-21プレキャストセグメント製作工（購入工）			写- 1926	
	6-4-22プレキャストセグメント主桁組立工			写- 1926	
	6-4-23PCホロースラブ製作工			写- 1926	
	6-4-24PC箱桁製作工			写- 2027	
	6-4-25PC押出し箱桁製作工			写- 2027	
	6-4-26架設工（コンクリート橋）	架設工（クレーン架設）			写- 2027
		架設工（架設桁架設）			写- 2027
		架設支保工（固定）			写- 2027
		架設支保工（移動）			写- 2027
		架設桁架設（片持架設）			写- 2027
	6-4-27半たわみ性舗装工	架設桁架設（押出し架設）			写- 2027
		下層路盤工			写- 2027
		上層路盤工（粒度調整路盤工）			写- 2027
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）			写- 2027
		加熱アスファルト安定処理工			写- 2028
	6-4-28排水性舗装工	基層工			写- 2028
		表層工			写- 2028
		下層路盤工			写- 2028
		上層路盤工（粒度調整路盤工）			写- 2028
上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）				写- 2129	
6-4-29グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工			写- 2129	
	基層工			写- 2129	
	表層工			写- 2129	
	路盤工			写- 2230	
6-4-30透水性舗装工	表層工			写- 2230	
6-4-31路面切削工				写- 2230	
6-4-32舗装打換え工				写- 2230	
6-4-33オーバーレイ工				写- 2230	
6-4-34落橋防止装置工				写- 2230	

【第2編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章 築堤・護岸				
第3節 護岸基礎工	1-3-3基礎工		第1編3-4-3基礎工（護岸）	
	1-3-4矢板工		第1編3-3-4矢板工	
第4節 矢板護岸工	1-4-3笠コンクリート工		第1編3-4-3基礎工（護岸）	
	1-4-4矢板工		第1編3-3-4矢板工	
第5節 法覆護岸工	1-5-3コンクリートブロック工		第1編3-5-3コンクリートブロック工	
	1-5-4護岸付属物工		第1編6-2-8護岸付属物工	
	1-5-5緑化ブロック工		第1編3-5-4緑化ブロック工	
	1-5-6環境護岸ブロック工		第1編3-5-3コンクリートブロック工	
	1-5-7石積（張）工		第1編3-5-5石積（張）工	
	1-5-8法枠工		第1編3-3-5法枠工	
	1-5-9多自然型護岸工	巨石張り	第1編6-2-1多自然型護岸工 巨石張り・巨石積み	
		巨石積み	第1編6-2-2かごマット	
		かごマット	第1編6-2-3羽口工（じゃかご）	
	1-5-10吹付工		第1編3-3-6吹付工	
	1-5-11植生工		第1編3-3-7植生工	
	1-5-12覆土工		第1編4-3-5法面整形工	
	1-5-13羽口工	じゃかご	第1編6-2-3羽口工（じゃかご）	
		ふとんかご	第1編6-2-4羽口工（ふとんかご・かご枠）	
		かご枠	第1編6-2-4羽口工（ふとんかご・かご枠）	
		連節ブロック張り	第1編3-5-3連節コンクリートブロック工	

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第6節 擁壁護岸工	1-6-3 場所打擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工		
	1-6-4 プレキャスト擁壁工		第1編6-1-3 プレキャスト擁壁工		
第7節 根固め工	1-7-3 根固めブロック工		第1編6-2-5 根固めブロック		
	1-7-5 沈床工		第1編6-2-6 沈床工		
	1-7-6 捨石工		第1編6-2-7 捨石工		
	1-7-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第1編6-2-3 羽口工 (じゃかご) 第1編6-2-4 羽口工 (ふとんかご・かご枠)		
第8節 水制工	1-8-3 沈床工		第1編6-2-6 沈床工		
	1-8-4 捨石工		第1編6-2-7 捨石工		
	1-8-5 かご工	じゃかご ふとんかご	第1編6-2-3 羽口工 (じゃかご) 第1編6-2-4 羽口工 (ふとんかご・かご枠)		
	1-8-8 杭出し水制工			写- 2331	
第9節 付帯道路工	1-9-3 路側防護柵工		第1編3-3-11 路側防護柵工		
	1-9-5 アスファルト舗装工		第1編3-6-5 アスファルト舗装工		
	1-9-6 コンクリート舗装工		第1編3-6-6 コンクリート舗装工		
第9節 付帯道路工	1-9-7 薄層カラー舗装		第1編3-6-7 薄層カラー舗装		
	1-9-8 ブロック舗装工		第1編3-6-8 ブロック舗装工		
	1-9-9 側溝工		第1編6-1-7 側溝工		
	1-9-10 集水樹工		第1編6-1-9 集水樹工		
	1-9-11 縁石工		第1編3-3-8 縁石工		
	1-9-12 区画線工		第1編3-3-12 区画線工		
第10節 付帯道路施設工	1-10-3 道路付属物工		第1編3-3-13 道路付属物工		
	1-10-4 標識工		第1編3-3-9 小型標識工		
第11節 光ケーブル配管工	1-11-3 配管工			写- 2331	
	1-11-4 ハンドホール工			写- 2331	
第2章 浚渫(川)					
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	2-2-2 浚渫船運転工 (民船・官船)		第1編6-3-1 浚渫船運転工		
第3節 浚渫工(グラブ船)	2-3-2 浚渫船運転工		第1編6-3-1-2 浚渫船運転		
第4節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	2-4-2 浚渫船運転工		第1編6-3-1-2 浚渫船運転		
第3章 樋門・樋管					
第3節 樋門・樋管本体工	3-3-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工		
	3-3-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工		
	3-3-5 矢板工		第1編3-3-4 矢板工		
	3-3-6 函渠工	本體工			写- 2331
		ヒューム管			写- 2331
		PC管			写- 2331
		コルゲートパイプ			写- 2331
		ダクタイル鋳鉄管			写- 2331
	PC函渠	第1編6-4-1 プレキャストカルバート工			
	3-3-7 翼壁工				写- 2331
3-3-8 水叩工				写- 2331	
第4節 護床工	3-4-3 根固めブロック		第1編6-2-5 根固めブロック		
	3-4-5 沈床工		第1編6-2-6 沈床工		
	3-4-6 捨石工		第1編6-2-7 捨石工		
	3-4-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第1編6-2-3 羽口工 (じゃかご) 第1編6-2-4 羽口工 (ふとんかご・かご枠)		
第5節 水路工	3-5-3 側溝工		第1編6-1-8 場所打水路工		
	3-5-4 集水樹工		第1編6-1-9 集水樹工		
	3-5-5 暗渠工		第1編6-1-10 暗渠工		
	3-5-6 樋門接続暗渠工		第1編6-4-1 プレキャストカルバート工		
第6節 付属物設置工	3-6-3 防止柵工		第1編3-3-10 防止柵工		
	3-6-7 階段工		第1編6-1-12 階段工		
第4章 水門					
第3節 工場製作工	4-3-3 桁製作工		第1編3-3-14 桁製作工		
	4-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第1編6-4-4 鋼製伸縮継手工		
	4-3-5 落橋防止装置製作工		第1編6-4-5 落橋防止装置製作工		
	4-3-6 鋼製排水管製作工		第1編6-4-6 鋼製排水管製作工		
	4-3-7 橋梁用防護柵製作工		第1編6-4-8 橋梁用防護柵製作工		
	4-3-8 铸造費		第1編6-4-9 铸造費		
	4-3-9 仮設材製作工		第1編6-4-11 仮設材製作工		
	4-3-10 工場塗装工		第1編3-3-15 工場塗装工		

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第4節 水門本体工	4-4-4 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工		
	4-4-5 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工		
	4-4-6 矢板工		第1編3-3-4 矢板工		
	4-4-7 床版工			写- 2331	
	4-4-8 堰柱工			写- 2331	
	4-4-9 門柱工			写- 2331	
	4-4-10ゲート操作台工			写- 2331	
	4-4-11胸壁工			写- 2331	
	4-4-12翼壁工		第2編3-3-7 翼壁工		
	4-4-13水叩工		第2編3-3-8 水叩工		
	第5節 護床工	4-5-3 根固めブロック		第1編6-2-5 根固めブロック	
		4-5-5 沈床工		第1編6-2-6 沈床工	
4-5-6 捨石工			第1編6-2-7 捨石工		
1-8-5 かご工		じゃかご ふとんかご	第1編6-2-3 羽口工 (じゃかご) 第1編6-2-4 羽口工 (ふとんかご・かご枠)		
第6節 付属物設置工	4-6-3 防止柵工		第1編3-3-10 防止柵工		
	4-6-8 階段工		第1編6-1-12 階段工		
第7節 鋼管理橋上部工	4-7-4 架設工 (クレーン架設)		第1編6-4-18 架設工 (鋼橋)		
	4-7-5 架設工 (ケーブルクレーン架設)		第1編6-4-18 架設工 (鋼橋)		
	4-7-6 架設工 (ケーブルエレクション架設)		第1編6-4-18 架設工 (鋼橋)		
第7節 鋼管理橋上部工	4-7-7 架設工 (架設桁架設)		第1編6-4-18 架設工 (鋼橋)		
	4-7-8 架設工 (送出し架設)		第1編6-4-18 架設工 (鋼橋)		
	4-7-9 架設工 (トラベラークレーン架設)		第1編6-4-18 架設工 (鋼橋)		
	4-7-10 支承工		第1編6-4-17 支承工		
	4-7-11 現場継手工		第6編3-6-11 現場継手工		
	4-8-2 現場塗装工		第1編6-1-1 現場塗装工		
第9節 床版工	4-9-2 床版工		第1編6-4-12 床版・横組工		
第10節 橋梁付属物工	4-10-2 伸縮装置工		第1編6-4-13 伸縮装置工		
	4-10-4 地覆工		第1編6-4-14 地覆工		
	4-10-5 橋梁用防護柵工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		
	4-10-6 橋梁用高欄工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		
	4-10-7 検査路工		第1編6-4-16 検査路工		
第12節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	4-12-2 プレテンション桁製作工 (購入工)		第1編6-4-19 プレテンション桁製作工 (購入工)		
	4-12-3 ポストテンション桁製作工		第1編6-4-20 ポストテンション桁製作工		
	4-12-4 プレキャストセグメント製作工 (購入工)		第1編6-4-21 プレキャストセグメント製作工 (購入工)		
	4-12-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第1編6-4-22 プレキャストセグメント主桁組立工		
	4-12-6 支承工		第1編6-4-17 支承工		
	4-12-7 架設工 (クレーン架設)		第1編6-4-26 架設工 (コンクリート橋)		
	4-12-8 架設工 (架設桁架設)		第1編6-4-26 架設工 (コンクリート橋)		
	4-12-9 床版・横組工		第1編6-4-26 架設工 (コンクリート橋)		
	4-12-10 落橋防止装置工		第1編6-4-34 落橋防止装置工		
	第13節 コンクリート管理橋上部工 (PCホロスラブ橋)	4-13-2 架設支保工 (固定)		第1編6-4-26 架設工 (コンクリート橋)	
4-13-3 支承工			第1編6-4-17 支承工		
4-13-4 落橋防止装置工			第1編6-4-34 落橋防止装置工		
4-13-5 PCホロスラブ製作工			第1編6-4-23 PCホロスラブ製作工		
第14節 橋梁付属物工 (コンクリート管理橋)	4-14-2 伸縮装置工		第1編6-4-13 伸縮装置工		
	4-14-4 地覆工		第1編6-4-14 地覆工		
	4-14-5 橋梁用防護柵工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		
	4-14-6 橋梁用高欄工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		
	4-14-7 検査路工		第1編6-4-16 検査路工		

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第16節 舗装工	4-16-5 アスファルト舗装工		第1編 3-6-5 アスファルト舗装工		
	4-16-6 半たわみ性舗装		第1編 6-4-27 半たわみ性舗装		
	4-16-7 排水性舗装工		第1編 6-4-28 排水性舗装工		
	4-16-8 透水性舗装工		第1編 6-4-30 透水性舗装工		
	4-16-9 グラスアスファルト舗装工		第1編 6-4-29 グラスアスファルト舗装工		
	4-16-10 コンクリート舗装工		第1編 3-6-6 コンクリート舗装工		
	4-16-11 薄層カラー舗装		第1編 3-6-7 薄層カラー舗装		
	4-16-12 ブロック舗装工		第1編 3-6-8 ブロック舗装工		
第5章 堰					
第3節 工場製作工	5-3-3 刃口金物製作工		第1編 6-1-11 刃口金物製作工		
	5-3-4 桁製作工		第1編 3-3-14 桁製作工		
	5-3-5 検査路製作工		第1編 6-4-3 検査路製作工		
	5-3-6 鋼製伸縮継手製作工		第1編 6-4-4 鋼製伸縮継手製作工		
	5-3-7 落橋防止装置製作工		第1編 6-4-5 落橋防止装置製作工		
	5-3-8 鋼製排水管製作		第1編 6-4-6 鋼製排水管製作		
	5-3-9 プレブーム用桁製作工		第1編 6-4-7 プレブーム用桁製作工		
	5-3-10 橋梁用防護柵製作工		第1編 6-4-8 橋梁用防護柵製作工		
	5-3-11 鋳造費		第1編 6-4-9 鋳造費		
	5-3-12 アンカーフレーム製作工		第1編 6-4-10 アンカーフレーム製作工		
	5-3-13 仮設材製作工		第1編 6-4-11 仮設材製作工		
	5-3-14 工場塗装工		第1編 3-3-15 工場塗装工		
	第4節 可動堰本体工	5-4-3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	
		5-4-4 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	
5-4-5 オープンゲーツ基礎工			第1編 3-4-7 オープンゲーツ基礎		
5-4-6 ニューマチックゲーツ基礎工			第1編 3-4-8 ニューマチックゲーツ基礎工		
5-4-7 矢板工			第1編 3-3-4 矢板工		
5-4-8 床版工			第2編 4-4-7 床版工		
5-4-9 堰柱工			第2編 4-4-8 堰柱工		
5-4-10 門柱工			第2編 4-4-9 門柱工		
5-4-11 ゲート操作台工			第2編 4-4-10 ゲート操作台工		
5-4-12 水叩工			第2編 3-3-8 水叩工		
5-4-13 閘門工				写- 2331	
5-4-14 土砂吐工				写- 2331	
5-4-15 取付擁壁工			第1編 6-1-2 場所打擁壁工		
第5節 固定堰本体工		5-5-3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	
		5-5-4 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	
	5-5-5 オープンゲーツ基礎工		第1編 3-4-7 オープンゲーツ基礎		
	5-5-6 ニューマチックゲーツ基礎		第1編 3-4-8 ニューマチックゲーツ基		
	5-5-7 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工		
	5-5-8 堰本体工			写- 2331	
	5-5-9 水叩工			写- 2331	
	5-5-10 土砂吐工			写- 2331	
	5-5-11 取付擁壁工		第1編 6-1-2 場所打擁壁工		
	5-6-3 魚道本体工			写- 2331	
第7節 管理橋下部工	5-7-2 管理橋橋台工			写- 2331	
第8節 鋼管理橋上部工	5-8-4 架設工 (クレーン架設)		第1編 6-4-18 架設工 (鋼橋)		
	5-8-5 架設工 (ケーブルクレーン架設)		第1編 6-4-18 架設工 (鋼橋)		
	5-8-6 架設工 (ケーブルエレクション架設)		第1編 6-4-18 架設工 (鋼橋)		
	5-8-7 架設工 (架設桁架設)		第1編 6-4-18 架設工 (鋼橋)		
	5-8-8 架設工 (送出し架設)		第1編 6-4-18 架設工 (鋼橋)		
	5-8-9 架設工 (トラベラークレーン架設)		第1編 6-4-18 架設工 (鋼橋)		
	5-8-10 支承工		第1編 6-4-17 支承工		
	5-8-11 現場継手工		第6編 3-6-11 現場継手工		

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第9節 橋梁現場塗装工	5-9-2 現場塗装工		第1編6-1-1 現場塗装工	
第10節 床版工	5-10-2 床版工		第1編6-4-12 床版・横組工	
第11節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	5-11-2 伸縮装置工		第1編6-4-13 伸縮装置工	
	5-11-4 地覆工		第1編6-4-14 地覆工	
	5-11-5 橋梁用防護柵工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	5-11-6 橋梁用高欄工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	5-11-7 検査路工		第1編6-4-16 検査路工	
第13節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）	5-13-2 プレテンション桁製作工（購入工）		第1編6-4-19 プレテンション桁製作工（購入工）	
	5-13-3 ポストテンション桁製作工		第1編6-4-20 ポストテンション桁製作工	
	5-13-4 プレキャストセグメント製作工（購入工）		第1編6-4-21 プレキャストセグメント製作工（購入工）	
第13節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）	5-13-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第1編6-4-22 プレキャストセグメント主桁組立工	
	5-13-6 支承工		第1編6-4-17 支承工	
	5-13-7 架設工（クレーン架設）		第1編6-4-26 架設工（コンクリート橋）	
	5-13-8 架設工（架設桁架設）		第1編6-4-26 架設工（コンクリート橋）	
	5-13-9 床版・横組工		第1編6-4-12 床版・横組工	
	5-13-10 落橋防止装置工		第1編6-4-34 落橋防止装置工	
第14節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	5-14-2 架設支保工（固定）		第1編6-4-26 架設工（コンクリート橋）	
	5-14-3 支承工		第1編6-4-17 支承工	
	5-14-4 落橋防止装置工		第1編6-4-34 落橋防止装置工	
	5-14-5 PCホロースラブ製作工		第1編6-4-23 PCホロースラブ製作工	
第15節 コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）	5-15-2 架設支保工（固定）		第1編6-4-26 架設工（コンクリート橋）	
	5-15-3 支承工		第1編6-4-17 支承工	
	5-15-4 PC箱桁製作工		第1編6-4-24 PC箱桁製作工	
	5-15-5 落橋防止装置工		第1編6-4-34 落橋防止装置工	
第16節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	5-16-2 伸縮装置工		第1編6-4-13 伸縮装置工	
	5-16-4 地覆工		第1編6-4-14 地覆工	
	5-16-5 橋梁用防護柵工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	5-16-6 橋梁用高欄工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	5-16-7 検査路工		第1編6-4-16 検査路工	
第18節 付属物設置工	5-18-3 防止柵工		第1編3-3-10 防止柵工	
	5-18-7 階段工		第1編6-1-12 階段工	
第6章 排水機場				
第3節 機場本体工				
第4節 沈砂池工	6-3-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
	6-3-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工	
	6-3-5 矢板工		第1編3-3-4 矢板工	
	6-3-6 本体工			写- 2432
	6-3-7 燃料貯油槽工			写- 2432
	6-4-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
	6-4-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工	
6-4-5 矢板工		第1編3-3-4 矢板工		
6-4-6 場所打擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工		
6-4-7 コンクリート床版工			写- 2432	
6-4-8 ブロック床版工		第1編6-2-5 根固めブロック		
6-4-9 場所打水路工		第1編6-1-8 場所打水路工		
第5節 吐出水槽工	6-5-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
	6-5-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工	
	6-5-5 矢板工		第1編3-3-4 矢板工	
	6-5-6 本体工		第2編6-3-6 本体工	
第7章 床止め・床固め				
第3節 床止め工				
第3節 床止め工	7-3-4 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
	7-3-5 矢板工		第1編3-3-4 矢板工	
	7-3-6 本体工	床固め本体工		写- 2432
		植石張り	第1編3-5-5 石積（張）工	
		根固めブロック	第1編6-2-5 根固めブロック	
7-3-7 取付擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工		

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第4節 床固め工	7-3-8 水叩工	巨石張り	第1編6-2-1 多自然型護岸工 巨石張り・巨石積み	写- 2432
		根固めブロック	第1編6-2-5 根固めブロック	
			第2編7-3-6 本体工	
	7-4-4 本堤工		第2編7-3-6 本体工	
	7-4-5 垂直壁工		第2編7-3-6 本体工	
	7-4-6 側壁工			写- 2432
	7-4-7 水叩工		第2編7-3-8 水叩工	
第5節 山留擁壁工	7-5-3 コンクリート擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工	
	7-5-4 ブロック積擁壁工		第1編3-5-3 コンクリートブロック工	
	7-5-5 石積み擁壁工		第1編3-5-5 石積(張)工	
	7-5-6 山留擁壁基礎工		第1編3-4-3 基礎工(護岸)	
第8章 河川維持				
第7節 路面補修工	8-7-3 不陸整正工		第1編4-4-6 堤防天端工	
	8-7-4 コンクリート舗装補修工		第1編3-6-6 コンクリート舗装工	
	8-7-5 アスファルト舗装補修工		第1編3-6-5 アスファルト舗装工	
第8節 付属物復旧工	8-8-2 付属物復旧工		第1編3-3-11 路側防護柵工	
第9節 付属物設置工	8-9-3 防護柵工		第1編3-3-10 防止柵工	
	8-9-5 付属物設置工		第1編3-3-13 道路付属物工	
第10節 光ケーブル配管工	8-10-3 配管工		第2編1-11-3 配管工	
	8-10-4 ハンドホール工		第2編1-11-4 ハンドホール工	
第12節 植栽維持工	8-12-3 樹木・芝生管理		第1編3-3-7 植生工	
第9章 河川修繕				
第3節 腹付工	9-3-2 覆土工		第1編4-3-5 法面整形工	
	9-3-3 植生工		第1編3-3-7 植生工	
第4節 側帯工	9-4-2 縁切工	じゃかご工	第1編6-2-3 羽口工(じゃかご)	
		連節ブロック張り	第1編3-5-3 コンクリートブロック工	
		コンクリートブロック張り	第1編3-5-3 コンクリートブロック工	
		石張工	第1編3-5-5 石積(張)工	
	9-4-3 植生工		第1編3-3-7 植生工	
第5節 堤脚保護工	9-5-3 石積工		第1編3-5-5 石積(張)工	
	9-5-4 コンクリートブロック工		第1編3-5-3 コンクリートブロック工	
第6節 管理用通路工	9-6-2 防護柵工		第1編3-3-10 防止柵工	
	9-6-4 路面切削工		第1編6-4-31 路面切削工	
	9-6-5 舗装打換え工		第1編6-4-32 舗装打換え工	
	9-6-6 オーバーレイ工		第1編6-4-33 オーバーレイ工	
第6節 管理用通路工	9-6-7 排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	第1編6-1-7 側溝工	
		集水柵工	第1編6-1-9 集水柵工	
	9-6-8 道路付属物工	ブロック撤去・歩車道境界ブロック	第1編3-3-8 縁石工	
第7節 現場塗装工	9-7-3 付属物塗装工		第1編6-1-1 現場塗装工	
	9-7-4 コンクリート面塗装工		第1編3-3-16 コンクリート面塗装工	

【第3編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防・護岸				
第3節 護岸基礎工	1-3-4 捨石工		第1編6-2-7 捨石工	
	1-3-5 場所打コンクリート工			写- 2533
	1-3-6 海岸コンクリートブロック工			写- 2533
	1-3-7 笠コンクリート		第1編3-4-3 基礎工(護岸)	
	1-3-8 基礎工		第1編3-4-3 基礎工(護岸)	
	1-3-9 矢板工		第1編3-3-4 矢板工	
第4節 護岸工	1-4-3 石積(張)工		第1編3-5-5 石積(張)工	
	1-4-4 海岸コンクリートブロック工			写- 2533
	1-4-5 コンクリート被覆工			写- 2533

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第5節 擁壁工	1-5-3 場所打擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工		
第6節 天端被覆工	1-6-2 コンクリート被覆工			写- 2533	
第7節 波返工	1-7-3 波返工			写- 2533	
第8節 裏法被覆工	1-8-2 石積(張)工		第1編3-5-5 石積(張)工		
	1-8-3 コンクリートブロック工		第1編3-5-3 コンクリートブロック工		
第8節 裏法被覆工	1-8-4 コンクリート被覆工		第3編1-4-5 コンクリート被覆工		
	1-8-5 法枠工		第1編3-3-5 法枠工		
第9節 カルバート工	1-9-3 プレキャストカルバート工		第1編6-4-1 プレキャストカルバート工		
第10節 排水構造物工	1-10-3 側溝工		第1編6-1-7 側溝工		
	1-10-4 集水樹工		第1編6-1-9 集水樹工		
	1-10-5 管渠工	プレキャストパイプ		第1編6-1-10 暗渠工	
		プレキャストボックス		第1編6-1-10 暗渠工	
		コルゲートパイプ		第1編6-1-10 暗渠工	
		ダクタイル鋳鉄管		第1編6-1-10 暗渠工	
1-10-6 場所打水路工		第1編6-1-8 場所打水路工			
第11節 付属物設置工	1-11-3 防止柵工		第1編3-3-10 防止柵工		
	1-11-6 階段工		第1編6-1-12 階段工		
第12節 付帯道路工	1-12-3 路側防護柵工		第1編3-3-11 路側防護柵工		
	1-12-5 アスファルト舗装工		第1編3-6-5 アスファルト舗装工		
	1-12-6 コンクリート舗装工		第1編3-6-6 コンクリート舗装工		
	1-12-7 薄層カラー舗装		第1編3-6-7 薄層カラー舗装		
	1-12-8 側溝工		第1編6-1-7 側溝工		
	1-12-9 集水樹工		第1編6-1-9 集水樹工		
	1-12-10 縁石工		第1編3-3-8 縁石工		
	1-12-11 区画線工		第1編3-3-12 区画線工		
	第13節 付帯道路施設工	1-13-3 道路付属物工		第1編3-3-13 道路付属物工	
1-13-4 小型標識工			第1編3-3-9 小型標識工		
第2章 突堤・人工岬					
第3節 突堤基礎工	2-3-4 捨石工			写- 2533	
	2-3-5 吸出し防止工			写- 2533	
第4節 突堤本体工	2-4-2 捨石工			写- 2533	
	2-4-5 海岸コンクリートブロック工			写- 2533	
	2-4-6 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工		
	2-4-7 詰杭工		第1編3-4-4 既製杭工		
	2-4-8 矢板工		第1編3-3-4 矢板工		
	2-4-9 石枠工			写- 2634	
	2-4-10 場所打コンクリート工				写- 2634
		2-4-11 ケーソン工	ケーソン工製作		写- 2634
			ケーソン工据付		写- 2634
		突堤上部工(場所打コンクリート、海岸コンクリートブロック)		写- 2634	
第4節 突堤本体工	2-4-12 セルラー工	セルラー工製作		写- 2634	
		セルラー工据付		写- 2634	
		突堤上部工(場所打コンクリート、海岸コンクリートブロック)		写- 2634	
第5節 根固め工	2-5-2 捨石工			写- 2634	
	2-5-3 根固めブロック			写- 2735	
第6節 消波工	2-6-2 捨石工		第3編2-5-2 捨石工		
	2-6-3 消波ブロック工			写- 2735	
第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤)					
第3節 海域堤基礎工	3-3-3 捨石工			写- 2735	
	3-3-4 吸出し防止工		第3編2-3-5 吸出し防止工		
第4節 海域堤本体工	3-4-2 捨石工		第3編2-3-4 捨石工		
	3-4-3 海岸コンクリートブロック工		第3編2-4-5 海岸コンクリートブロック工		
	3-4-4 ケーソン工		第3編2-4-11 ケーソン工		
	3-4-5 セルラー工		第3編2-4-12 セルラー工		
	3-4-6 場所打コンクリート工		第3編2-4-10 場所打コンクリート工		

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第4章 浚渫（海）				
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	4-2-2 浚渫船運転工		第1編6-3-1 浚渫船運転工	
第3節 浚渫工（グラブ船）	4-3-2 浚渫船運転工		第1編6-3-1 浚渫船運転工	
第5章 養浜				
第2節 砂止工	5-2-2 根固めブロック		第3編2-5-3 根固めブロック	

【第4編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防ダム				
第3節 工場製作工	1-3-3 鋼製ダム製作工		第1編3-3-14-3 桁製作工 (鋼製ダム製作工(仮組立時))	
	1-3-4 鋼製ダム仮設材 製作工			写- 2836
	1-3-5 工場塗装工		第1編3-3-15 工場塗装工	
第4節 法面工	1-4-2 植生工		第1編3-3-7 植生工	
	1-4-3 法面吹付工		第1編3-3-6 吹付工	
	1-4-4 法枠工		第1編3-3-5 法枠工	
	1-4-6 アンカー工		第1編6-1-6 アンカー工	
	1-4-7 かご工	じゃかご	第1編6-2-3 羽口工 (じゃかご)	
		ふとんかご	第1編6-2-4 羽口工 (ふとんかご・かご枠)	
第6節 コンクリートダム工	1-6-4 コンクリートダム 本体工			写- 2836
	1-6-5 コンクリート副ダム工		第4編1-6-4 コンクリートダム本体	
	1-6-6 コンクリート側 壁工			写- 2836
	1-6-8 水叩工			写- 2836
第7節 鋼製ダム工	1-7-5 鋼製ダム本体工	不透過型 透過型		写- 2836 写- 2836
	1-7-6 鋼製側壁工			写- 2836
	1-7-7 コンクリート側 壁工		第4編1-6-6 コンクリート側 壁工	
	1-7-9 水叩工		第4編1-6-8 水叩工	
	1-7-10 現場塗装工		第1編6-1-1 現場塗装工	
第8節 護床工・根固め工	1-8-4 根固めブロック		第1編6-2-5 根固めブロック	
	1-8-6 沈床工		第1編6-2-6 沈床工	
	1-8-7 かご工	じゃかご	第1編6-2-3 羽口工 (じゃかご)	
		ふとんかご	第1編6-2-4 羽口工 (ふとんかご・かご枠)	
第9節 砂防ダム付属物設置工	1-9-3 防止柵工		第1編3-3-10 防止柵工	
第10節 付帯道路工	1-10-3 路側防護柵工		第1編3-3-11 路側防護柵工	
	1-10-5 アスファルト舗 装工		第1編3-6-5 アスファルト舗 装工	
	1-10-6 コンクリート舗 装工		第1編3-6-6 コンクリート舗 装工	
	1-10-7 薄層カラー舗装		第1編3-6-7 薄層カラー舗装	
	1-10-8 側溝工		第1編6-1-8 場所打水路工	
	1-10-9 集水柵工		第1編6-1-9 集水柵工	
	1-10-10 縁石工		第1編3-3-8 縁石工	
	1-10-11 区画線工		第1編3-3-12 区画線工	
第11節 付帯道路施設工	1-11-3 道路付属物工		第1編3-3-13 道路付属物工	
	1-11-4 小型標識工		第1編3-3-9 小型標識工	
第2章 流路				
第3節 流路護岸工	2-3-4 基礎工(護岸 壁工)		第1編3-4-3 基礎工(護岸)	
	2-3-5 コンクリート擁 壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工	
	2-3-6 ブロック積み擁 壁工		第1編3-5-3 コンクリートブ ロック工	
第3節 流路護岸工	2-3-7 石積擁壁工		第1編3-5-5 石積(張)工	
	2-3-8 護岸付属物工		第1編6-2-8 護岸付属物工	
	2-3-9 植生工		第1編3-3-7 植生工	
第4節 床固め工	2-4-4 床固め本体工		第4編1-6-4 コンクリートダ ム本体工	
	2-4-5 垂直壁工		第4編1-6-4 コンクリートダ ム本体工	
	2-4-6 側壁工		第4編1-6-6 コンクリート側 壁工	
	2-4-7 水叩工		第4編1-6-8 水叩工	
	2-4-8 魚道工			写- 2836

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第5節 根固め・水制工	2-5-4 根固めブロック		第1編6-2-5 根固めブロック	
	2-5-6 捨石工		第1編6-2-7 捨石工	
	2-5-7 かご工	じゃかご	第1編6-2-3 羽口工 (じゃかご)	
		ふとんかご・かご枠	第1編6-2-4 羽口工 (ふとんかご・かご枠)	
	かごマット	第1編6-2-2 かごマット		
第6節 流路付属物設置工	2-6-2 階段工		第1編6-1-12 階段工	
	2-6-3 防止柵工		第1編3-3-10 防止柵工	
第3章 斜面对策				
第3節 法面工	3-3-2 植生工		第1編3-3-7 植生工	
	3-3-3 吹付工		第1編3-3-6 吹付工	
	3-3-4 法枠工		第1編3-3-5 法枠工	
	3-3-5 かご工	じゃかご	第1編6-2-3 羽口工 (じゃかご)	
		ふとんかご・かご枠	第1編6-2-4 羽口工 (ふとんかご・かご枠)	
	3-3-6 アンカー工 (プレキャストコンクリート)		第1編6-1-6 アンカー工	
	3-3-7 抑止アンカー工		第1編6-1-6 アンカー工	
第4節 擁壁工	3-4-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
	3-4-4 場所打擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工	
	3-4-5 プレキャスト擁壁工		第1編6-1-3 プレキャスト擁壁工	
	3-4-6 補強土壁工		第1編4-3-4 盛土補強工	
	3-4-7 井桁ブロック工		第1編6-1-5 井桁ブロック工	
	3-4-8 落石防護柵工		第1編6-4-2 落石防護柵工	
	3-5-3 山腹集水路・排水路工		第1編6-1-8 場所打水路工	
		3-5-4 山腹明暗渠工		
3-5-5 山腹暗渠工		第1編6-1-10 暗渠工		
3-5-6 現場打水路工		第1編6-1-8 場所打水路工		
3-5-7 集水樋工		第1編6-1-9 集水樋工		
第6節 地下水排除工	3-6-4 集排水ボーリング工			写- 2937
	3-6-5 集水井工			写- 2937
第7節 地下水遮断工	3-7-3 場所打擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工	
	3-7-4 固結工		第1編3-7-9 固結工	
	3-7-5 矢板工		第1編3-3-4 矢板工	
第8節 抑止杭工	3-8-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
	3-8-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工	
	3-8-5 シャフト工 (深礎工)		第1編3-4-6 深礎工	
	3-8-6 合成杭工			写- 2937

【第5編 ダム編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム				
第4節 ダムコンクリート工	1-4 コンクリートダム工 (本体)			写- 3038
	1-4 コンクリートダム工 (水叩)			写- 3038
	1-4 コンクリートダム工 (副ダム)			写- 3038
	1-4 コンクリートダム工 (導流壁)			写- 3038
第2章 フィルダム				
第3節 盛立工	2-3-5 コアの盛立			写- 3038
	2-3-6 フィルダの盛立			写- 3038
	2-3-7 ロックの盛立			写- 3038
	2 フィルダム (洪水吐)			写- 3038
第3章 基礎グラウチング				
第3節 ボーリング工	3-3 ボーリング工			写- 3038

【第6編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良				
第3節 工場製作工	1-3-2 遮音壁支柱製作工			写- 3139
		工場塗装工	第1編3-3-15 工場塗装工	
第4節 法面工	1-4-2 植生工		第1編3-3-7 植生工	
	1-4-3 法面吹付工		第1編3-3-6 吹付工	
	1-4-4 法枠工		第1編3-3-5 法枠工	
	1-4-6 アンカー工		第1編6-1-6 アンカー工	
	1-4-7 かご工	じゃかご	第1編6-2-3 羽口工 (じゃかご)	
		ふとんかご・かご枠	第1編6-2-4 羽口工 (ふとんかご・かご枠)	

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第5節 擁壁工	1-5-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工		
	1-5-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工		
	1-5-5 場所打擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工		
	1-5-6 プレキャスト擁壁工		第1編6-1-3 プレキャスト擁壁工		
	1-5-7 補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法 多数アンカー式補強土工法 ジオテキスタイルを用いた補強土工法		第1編4-3-4 盛土補強工	
				第1編4-3-4 盛土補強工	
			第1編4-3-4 盛土補強工		
1-5-8 井桁ブロック工		第1編6-1-5 井桁ブロック工			
第6節 石・ブロック積（張）工	1-6-3 コンクリートブロック工		第1編3-5-3 コンクリートブロック工		
	1-6-4 石積（張）工		第1編3-5-5 石積（張）工		
第7節 カルバート工	1-7-4 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工		
	1-7-5 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工		
	1-7-6 場所打函渠工			写- 3139	
	1-7-7 プレキャストカルバート工		第1編6-4-1 プレキャストカルバート工		
第8節 排水構造物工	1-8-3 側溝工		第1編6-1-7 側溝工		
	1-8-4 管渠工		第1編6-1-7 側溝工		
	1-8-5 集水樹・マンホール工		第1編6-1-9 集水樹工		
	1-8-6 地下排水工		第1編6-1-10 暗渠工		
	1-8-7 場所打水路工		第1編6-1-8 場所打水路工		
	1-8-8 排水工（小段排水・縦排水）		第1編6-1-7 側溝工		
第9節 落石雪害防止工	1-9-4 落石防止網工			写- 3139	
	1-9-5 落石防護柵工		第1編6-4-2 落石防護柵工		
	1-9-6 防雪柵工			写- 3139	
	1-9-7 雪崩予防柵工			写- 3139	
第10節 遮音壁工	1-10-4 遮音壁基礎工			写- 3139	
	1-10-5 遮音壁本体工			写- 3139	
第2章 舗装					
第3節 舗装工	2-3-5 アスファルト舗装工		第1編3-6-5 アスファルト舗装工		
	2-3-6 半たわみ性舗装		第1編6-4-27 半たわみ性舗装		
	2-3-7 排水性舗装工		第1編6-4-28 排水性舗装工		
	2-3-8 透水性舗装工		第1編6-4-30 透水性舗装工		
	2-3-9 グースアスファルト舗装工		第1編6-4-29 グースアスファルト舗装工		
	2-3-10 コンクリート舗装工		第1編3-6-6 コンクリート舗装工		
	2-3-11 薄層カラー舗装		第1編3-6-7 薄層カラー舗装		
	2-3-12 ブロック舗装工		第1編3-6-8 ブロック舗装工		
	2-3 歩道路盤工			写- 3139	
	2-3 取合舗装路盤工			写- 3139	
	2-3 路肩舗装路盤工			写- 3139	
	2-3 歩道舗装工			写- 3139	
	2-3 取合舗装工			写- 3139	
	2-3 路肩舗装工			写- 3139	
	2-3 表層工			写- 3139	
	第4節 排水構造物工	2-4-3 側溝工		第1編6-1-7 側溝工	
		2-4-4 管渠工		第1編6-1-7 側溝工	
2-4-5 集水樹（街渠樹）・マンホール工			第1編6-1-9 集水樹工		
2-4-6 地下排水工			第1編6-1-10 暗渠工		
2-4-7 場所打水路工			第1編6-1-8 場所打水路工		
2-4-8 排水工（小段排水・縦排水）			第1編6-1-7 側溝工		
2-4-9 排水性舗装用路肩排水工			写- 3139		
第5節 縁石工	2-5-3 縁石工		第1編3-3-8 縁石工		
第6節 踏掛版工	2-6-4 踏掛版工	コンクリート工		写- 3240	
		ラバーシュー		写- 3240	
		アンカーボルト		写- 3240	
第7節 防護柵工	2-7-3 路側防護柵工		第1編3-3-11 路側防護柵工		
	2-7-4 防止柵工		第1編3-3-10 防止柵工		
	2-7-5 ボックスビーム		第1編3-3-11 路側防護柵工		
	2-7-6 車止めポスト工		第1編3-3-10 防止柵工		
第8節 標識工	2-8-3 小型標識工		第1編3-3-9 小型標識工		
	2-8-4 大型標識工	標識基礎工		写- 3240	
	2-8-4 大型標識工	標識柱工		写- 3240	

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第9節 区画線工	2-9-2 区画線工		第1編3-3-12区画線工		
第11節 道路付属物施設工	2-11-4 道路付属物工		第1編3-3-13道路付属物工		
	2-11-5 ケーブル配管工	ハンドホール	第2編1-11-4 ハンドホール工	写- 3240	
	2-11-6 照明工	照明柱基礎工		写- 3240	
第12節 橋梁付属物工	2-12-2 伸縮装置工		第1編6-4-13伸縮装置工		
第3章 橋梁下部					
第3節 工場製作工	3-3-2 刃口金物製作工		第1編6-1-11刃口金物製作工		
	3-3-3 鋼製橋脚製作工			写- 3240	
	3-3-4 アンカーフレーム製作工		第1編6-4-10アンカーフレーム製作工		
	3-3-5 工場塗装工		第1編3-3-15工場塗装工		
第4節 橋台工	3-3-6 検査路製作工		第6編4-3-4 検査路製作工		
	3-4-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工		
	3-4-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工		
	3-4-5 深礎工		第1編3-4-6 深礎工		
	3-4-6 オープンケソン基礎工		第1編3-4-7 オープンケソン基礎工		
	3-4-7 ニューマチックケソン基礎工		第1編3-4-8 ニューマチックケソン基礎工		
	3-4-8 橋台躯体工			写- 3240	
	3-4-10 検査路工		第1編6-4-16 検査路工		
	第5節 RC橋脚工	3-5-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
		3-5-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工	
3-5-5 深礎工			第1編3-4-6 深礎工		
3-5-6 オープンケソン基礎工			第1編3-4-7 オープンケソン基礎工		
3-5-7 ニューマチックケソン基礎工			第1編3-4-8 ニューマチックケソン基礎工		
3-5-8 鋼管矢板基礎工			第1編3-4-9 鋼管矢板基礎工		
3-5-9 橋脚躯体工		張出式 重力式 半重力式 ラーメン式	第6編3-5-9 橋脚躯体工 第6編3-5-9 橋脚躯体工	写- 3240	
3-5-11 検査路工			第1編6-4-16 検査路工		
第6節 鋼製橋脚工		3-6-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
		3-6-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工	
		3-6-5 深礎工		第1編3-4-6 深礎工	
	3-6-6 オープンケソン基礎工		第1編3-4-7 オープンケソン基礎工		
	3-6-7 ニューマチックケソン基礎工		第1編3-4-8 ニューマチックケソン基礎工		
	3-6-8 鋼管矢板基礎工		第1編3-4-9 鋼管矢板基礎工		
	3-6-9 橋脚フーチング工	I型・T型 門型		写- 3341 写- 3341	
	3-6-10 橋脚架設工	I型・T型 門型		写- 3341 写- 3341	
	3-6-11 現場継手工			写- 3341	
	3-6-12 現場塗装工		第1編6-1-1 現場塗装工		
	3-6-14 検査路工		第1編6-4-16 検査路工		
	第7節 護岸基礎工	3-7-3 基礎工		第1編3-4-3 基礎工(護岸)	
第8節 矢板護岸工	3-7-4 矢板工		第1編3-3-4 矢板工		
	3-8-3 笠コンクリート		第1編3-4-3 基礎工(護岸)		
第9節 法覆護岸工	3-8-4 矢板工		第1編3-3-4 矢板工		
	3-9-2 コンクリートブロック工		第1編3-5-3 コンクリートブロック工		
	3-9-3 護岸付属物工		第1編6-2-8 護岸付属物工		
	3-9-4 緑化ブロック工		第1編3-5-4 緑化ブロック工		
	3-9-5 環境護岸ブロック工		第1編3-5-3 コンクリートブロック工		
	3-9-6 石積(張)工		第1編3-5-5 石積(張)工		
	3-9-7 法枠工		第1編3-3-5 法枠工		
	3-9-8 多自然型護岸工	巨石積み かごマット	第1編6-2-1 多自然型護岸工 巨石張り・巨石積み 第1編6-2-2 かごマット		
	3-9-9 吹付工		第1編3-3-6 吹付工		
	3-9-10 植生工		第1編3-3-7 植生工		
	3-9-11 覆土工		第1編4-3-5 法面整形工		
	3-9-12 羽口工	じゃかご		第1編6-2-3 羽口工(じゃかご)	
		ふとんかご		第1編6-2-4 羽口工(ふとんかご・かご枠)	
		かご枠		第1編6-2-4 羽口工(ふとんかご・かご枠)	
連節ブロック張り			第1節3-5-3 連節ブロック張		

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第10節 擁壁護岸工	3-10-3 場所打擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工	
	3-10-4 プレキャスト擁壁工		第1編6-1-3 プレキャスト擁壁工	
第4章 鋼橋上部工				
第3節 工場製作工	4-3-3 桁製作工		第1編3-3-14桁製作工	
	4-3-4 検査路製作工		第1編6-4-3 検査路製作工	
	4-3-5 鋼製伸縮継手製作工		第1編6-4-4 鋼製伸縮継手製作工	
	4-3-6 落橋防止装置製作工		第1編6-4-5 落橋防止装置製作工	
	4-3-7 鋼製排水管製作工		第1編6-4-6 鋼製排水管製作工	
	4-3-8 橋梁用防護柵製作工		第1編6-4-8 橋梁用防護柵製作工	
	4-3-9 橋梁用高欄製作工			写- 3341
	4-3-10 横断歩道橋製作工		第1編3-3-14桁製作工	
	4-3-11 鋳造費		第1編6-4-9 鋳造費	
	4-3-12 アンカーフレーム製作工		第1編6-4-10 アンカーフレーム製作工	
	4-3-13 工場塗装工		第1編3-3-15 工場塗装工	
第4節 鋼橋架設工	4-4-4 架設工 (クレーン架設)		第1編6-4-18 架設工 (鋼橋)	
	4-4-5 架設工 (ケーブルクレーン架設)		第1編6-4-18 架設工 (鋼橋)	
	4-4-6 架設工 (ケーブルエレクション架設)		第1編6-4-18 架設工 (鋼橋)	
	4-4-7 架設工 (架設桁架設)		第1編6-4-18 架設工 (鋼橋)	
	4-4-8 架設工 (送出し架設)		第1編6-4-18 架設工 (鋼橋)	
	4-4-9 架設工 (トラベラークレーン架設)		第1編6-4-18 架設工 (鋼橋)	
	4-4-10 支承工		第1編6-4-17 支承工	
	4-4-11 現場継手工		第6編3-6-11 現場継手工	
第5節 橋梁現場塗装工	4-5-3 現場塗装工		第1編6-1-1 現場塗装工	
第6節 床版工	4-6-2 床版工		第1編6-4-12 床版・横組工	
第7節 橋梁付属物工	4-7-2 伸縮装置工		第1編6-4-13 伸縮装置工	
	4-7-3 落橋防止装置工		第1編6-4-34 落橋防止装置工	
	4-7-5 地覆工		第1編6-4-14 地覆工	
第7節 橋梁付属物工	4-7-6 橋梁用防護柵工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	4-7-7 橋梁用高欄工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	4-7-8 検査路工		第1編6-4-16 検査路工	
第8節 歩道橋本体工	4-8-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
	4-8-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工	
	4-8-5 橋脚フチング工		第6編3-6-9 橋脚フチング工	
	4-8-6 歩道橋架設工		第1編6-4-18 架設工 (鋼橋)	
	4-8-7 現場塗装工		第1編6-1-1 現場塗装工	
第5章 コンクリート橋上部				
第3節 工場製作工	5-3-2 プレベーム用桁製作工		第1編6-4-7 プレベーム用桁製作工	
	5-3-3 橋梁用防護柵製作工		第1編6-4-8 橋梁用防護柵工	
	5-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第1編6-4-4 鋼製伸縮継手製作工	
	5-3-5 検査路製作工		第1編6-4-3 検査路製作工	
	5-3-6 工場塗装工		第1編3-3-15 工場塗装工	
	5-3-7 鋳造費		第1編6-4-9 鋳造費	
第4節 PC橋工	5-4-2 プレテンション桁製作工 (購入工)	けた橋	第1編6-4-19 プレテンション桁製作工 (購入工)	
		スラブ橋	第1編6-4-19 プレテンション桁製作工 (購入工)	
	5-4-3 ポストテンション桁製作工		第1編6-4-20 ポストテンション桁製作工	
	5-4-4 プレキャストセグメント製作工 (購入工)		第1編6-4-21 プレキャストセグメント製作工 (購入工)	
	5-4-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第1編6-4-22 プレキャストセグメント主桁組立工	
	5-4-6 支承工		第1編6-4-17 支承工	
	5-4-7 架設工 (クレーン架設)		第1編6-4-26 架設工 (コンクリート橋)	

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第4節 PC橋工	5-4-8架設工(架設桁架設)		第1編6-4-26架設工(コンクリート橋)	
	5-4-9床版・横組工		第1編6-4-12床版・横組工	
	5-4-10落橋防止装置工		第1編6-4-34落橋防止装置工	
第5節 プレベーム桁製作工	5-5-2プレベーム桁製作工(現場)			写- 3341
	5-5-3支承工		第1編6-4-17支承工	
	5-5-4架設工(クレーン架設)		第1編6-4-26架設工(コンクリート橋)	
	5-5-5架設工(架設桁架設)		第1編6-4-26架設工(コンクリート橋)	
	5-5-6床版・横組工		第1編6-4-12床版・横組工	
	5-5-9落橋防止装置工		第1編6-4-34落橋防止装置工	
第6節 PCホロースラブ橋工	5-6-2架設支保工(固定)		第1編6-4-26架設工(コンクリート橋)	
	5-6-3支承工		第1編6-4-17支承工	
	5-6-4PCホロースラブ製作工		第1編6-4-23PCホロースラブ製作工	
	5-6-5落橋防止装置工		第1編6-4-34落橋防止装置工	
第7節 RCホロースラブ橋工	5-7-2架設支保工(固定)		第1編6-4-26架設工(コンクリート橋)	
	5-7-3支承工		第1編6-4-17支承工	
	5-7-4RC場所打ホロースラブ製作工		第1編6-4-23PCホロースラブ製作工	
	5-7-5落橋防止装置工		第1編6-4-34落橋防止装置工	
第8節 PC版桁橋工	5-8-2PC版桁製作工		第1編6-4-23PCホロースラブ製作工	
第9節 PC箱桁橋工	5-9-2架設支保工(固定)		第1編6-4-26架設工(コンクリート橋)	
	5-9-3支承工		第1編6-4-17支承工	
	5-9-4PC箱桁製作工		第1編6-4-24PC箱桁製作工	
	5-9-5落橋防止装置工		第1編6-4-34落橋防止装置工	
第10節 PC片持箱桁橋工	5-10-2PC片持箱桁製作工		第1編6-4-24PC箱桁製作工	
	5-10-3支承工		第1編6-4-17支承工	
	5-10-4架設工(片持架設)		第1編6-4-26架設工(コンクリート橋)	
第11節 PC押し箱桁製作工	5-11-2PC押し箱桁製作工		第1編6-4-25PC押し箱桁製作工	
	5-11-3架設工(押し架設)		第1編6-4-26架設工(コンクリート橋)	
第12節 橋梁付属物工	5-12-2伸縮装置工		第1編6-4-13伸縮装置工	
	5-12-4地覆工		第1編6-4-14地覆工	
第12節 橋梁付属物工	5-12-5橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		第1編6-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	5-12-6橋梁用高欄工		第1編6-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	5-12-7検査路工		第1編6-4-16検査路工	
第6章 トンネル(NATM)				
第4節 支保工	6-4-3吹付工			写- 3341
	6-4-4ロックボルト工			写- 3341
第5節 覆工	6-5-3覆工コンクリート工			写- 3442
	6-5-4側壁コンクリート工		第6編6-5-3覆工コンクリート工	
第5節 覆工	6-5-5床版コンクリート工			写- 3442
第6節 インパート工	6-6-4インパート本体			写- 3442
第7節 坑内付帯工	6-7-5地下排水工		第1編6-1-10暗渠工	
第8節 坑門工	6-8-4坑門本体内工			写- 3442
	6-8-5明り巻工			写- 3442
第7章 トンネル(矢板)				
第5節 覆工	7-5-3覆工コンクリート工			写- 3442
	7-5-4床版コンクリート工		第6編6-5-5床版コンクリート工	
第6節 インパート工	7-6-4インパート本体			写- 3442
第7節 坑内付帯工	7-7-5地下排水工		第1編6-1-10暗渠工	
第12章 共同溝				
第3節 工場製作工	12-3-3工場塗装工		第1編3-3-15工場塗装工	
第5節 現場打構築工	12-5-2現場打躯体工			写- 3543
	12-5-4カラー継手工			写- 3543
	12-5-5防水工	防水		写- 3543
		防水保護工		写- 3543
	防水壁		写- 3543	

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 プレキャスト構築工	12-6-2プレキャスト躯体工			写- 3543
第13章 電線共同溝				
第5節 電線共同溝工	13-5-2管路工	管路部		写- 3543
	13-5-3プレキャストボックス工	特殊部		写- 3543
	13-5-4現場打ちボックス工	特殊部		写- 3543
第6節 付帯設備工	13-6-2ハンドホール工			写- 3543
第14章 情報ボックス工				
第3節 情報ボックス工	14-3-3管路工	管路部	第6編13-5-2管路工(管路)	
第4節 付帯設備工	14-4-2ハンドホール工		第6編13-6-2ハンドホール工	
第15章 道路維持				
第4節 舗装工	15-4-3路面切削工		第1編6-4-31路面切削工	
	15-4-4舗装打換え工		第1編6-4-32舗装打換え工	
	15-4-5切削オーバーレイ工			写- 3644
	15-4-6オーバーレイ工		第1編6-4-33オーバーレイ工	
	15-4-7路上再生工	路盤工		写- 3644
	15-4-8薄層カラー舗装		第1編3-6-7薄層カラー舗装	
第5節 排水構造物工	15-5-3側溝工		第1編6-1-7側溝工	
	15-5-4管渠工		第1編6-1-7側溝工	
	15-5-5集水桝・マンホール工		第1編6-1-9集水桝工	
	15-5-6地下排水工		第1編6-1-10暗渠工	
	15-5-7場所打水路工		第1編6-1-8場所打水路工	
	15-5-8排水工		第1編6-1-7側溝工	
第6節 防護柵工	15-6-3路側防護柵工		第1編3-3-11路側防護柵工	
	15-6-4防止柵工		第1編3-3-10防止柵工	
	15-6-5ボックスビーム		第1編3-3-11路側防護柵工	
	15-6-6車止めポスト工		第1編3-3-10防止柵工	
	15-6-7防護柵基礎工		第1編3-3-11路側防護柵工	
第7節 標識工	15-7-3小型標識工		第1編3-3-9小型標識工	
	15-7-4大型標識工		第6編2-8-4大型標識工	
第8節 道路付属施設工	15-8-4道路付属物工		第1編3-3-13道路付属物工	
	15-8-5ケーブル配管工		第6編2-11-5ケーブル配管工	
	15-8-6照明工		第6編2-11-6照明工	
第9節 擁壁工	15-9-3場所打擁壁工		第1編6-1-2場所打擁壁工	
	15-9-4プレキャスト擁壁工		第1編6-1-3プレキャスト擁壁工	
第10節 石・ブロック積(張)工	15-10-3コンクリートブロック工		第1編3-5-3コンクリートブロック工	
	15-10-4石積(張)工		第1編3-5-5石積(張)工	
第11節 カルバート工	15-11-4場所打函渠工		第6編1-7-6場所打函渠工	
	15-11-5プレキャストカルバート工		第1編6-4-1プレキャストカルバート工	
第12節 法面工	15-12-2植生工		第1編3-3-7植生工	
	15-12-3法面吹付工		第1編3-3-6吹付工	
	15-12-4法枠工		第1編3-3-5法枠工	
第12節 法面工	15-12-6アンカー工		第1編6-1-6アンカー工	
	15-12-7かご工	じゃかご	第1編6-2-3羽口工(じゃかご)	
		ふとんかご	第1編6-2-4羽口工(ふとんかご・かご枠)	
第14節 橋梁付属物工	15-14-2伸縮継手工		第1編6-4-13伸縮装置工	
	15-14-4地覆工		第1編6-4-14地覆工	
	15-14-5橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		第1編6-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	15-14-6橋梁用高欄工		第1編6-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	15-14-7検査路工		第1編6-4-16検査路工	
第16節 現場塗装工	15-16-6コンクリート面塗装工		第1編3-3-16コンクリート面塗装工	
第17章 道路修繕				
第3節 工場製作工	17-3-4桁補強材製作工			写- 3644
	17-3-5落橋防止装置製作工		第1編6-4-5落橋防止装置製作工	

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第4節 舗装工	17-4-3 路面切削工		第1編6-4-31路面切削工	
	17-4-4 舗装打換え工		第1編6-4-32舗装打換え工	
	17-4-5 切削オーバーレイ工		第6編15-4-5 切削オーバーレイ工	
	17-4-6 オーバーレイ工		第1編6-4-33オーバーレイ工	
	17-4-7 路上再生工		第6編15-4-7 路上再生工	
	17-4-8 薄層カラー舗装		第1編3-6-7 薄層カラー舗装	
	17-4-10 歩道舗装修繕工		第6編2-3 歩道路盤工、歩道舗装工	
第5節 排水構造物工	17-5-3 側溝工		第1編6-1-7 側溝工	
	17-5-4 管渠工		第1編6-1-7 側溝工	
	17-5-5 集水樹・マンホール工		第1編6-1-9 集水樹工	
	17-5-6 地下排水工		第1編6-1-10 暗渠工	
	17-5-7 場所打水路工		第1編6-1-8 場所打水路工	
	17-5-8 排水工		第1編6-1-7 側溝工	
第6章 縁石工	17-6-3 縁石工		第1編3-3-8 縁石工	
第7節 防護柵工	17-7-3 路側防護柵工		第1編3-3-11 路側防護柵工	
	17-7-4 防止柵工		第1編3-3-10 防止柵工	
	17-7-5 ボックスビーム		第1編3-3-11 路側防護柵工	
	17-7-6 車止めポスト工		第1編3-3-10 防止柵工	
	17-7-7 防護柵基礎工		第6編15-6-7 防護柵基礎工	
第8節 標識工	17-8-3 小型標識工		第1編3-3-9 小型標識工	
	17-8-4 大型標識工		第6編2-8-4 大型標識工	
第9節 区画線工	17-9-2 区画線工		第1編3-3-12 区画線工	
第11節 道路付属施設工	17-11-4 道路付属物工		第1編3-3-13 道路付属物工	
	17-11-5 ケーブル配管工		第6編2-11-5 ケーブル配管工	
	17-11-6 照明工		第6編2-11-6 照明工	
第12節 擁壁工	17-12-3 場所打擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工	
	17-12-4 プレキャスト擁壁工		第1編6-1-3 プレキャスト擁壁工	
第13節 石・ブロック積(張)工	17-13-3 コンクリートブロック工		第1編3-5-3 コンクリートブロック工	
	17-13-4 石積(張)工		第1編3-5-5 石積(張)工	
第14節 カルバート工	17-14-4 場所打函渠工		第6編1-7-6 場所打函渠工	
	17-14-5 プレキャストカルバート工		第1編6-4-1 プレキャストカルバート工	
第15節 法面工	17-15-2 植生工		第1編3-3-7 植生工	
	17-15-3 法面吹付工		第1編3-3-6 吹付工	
	17-15-4 法枠工		第1編3-3-5 法枠工	
	17-15-6 アンカー工		第1編6-1-6 アンカー工	
	17-15-7 かご工	じゃかご	第1編6-2-3 羽口工(じゃかご)	
	17-15-7 かご工	ふとんかご	第1編6-2-4 羽口工(ふとんかご・かご枠)	
第16節 落石雪害防止工	17-16-4 落石防止網工		第6編1-9-4 落石防止網工	
	17-16-5 落石防護柵工		第1編6-4-2 落石防護柵工	
	17-16-6 防雪柵工		第6編1-9-6 防雪柵工	
	17-16-7 雪崩予防柵工		第6編1-9-7 雪崩予防柵工	
第18節 鋼桁工	17-18-3 鋼桁補強工		第6編17-3-4 桁補強材製作工	
第19節 橋梁支承工	17-19-3 鋼橋支承工		第1編6-4-17 支承工	
	17-19-4 PC橋支承工		第1編6-4-17 支承工	
第20節 橋梁付属物工	17-20-3 伸縮継手工		第6編15-14-2 伸縮継手工	
	17-20-4 落橋防止装置工		第1編6-4-34 落橋防止装置工	
	17-20-6 地覆工		第1編6-4-14 地覆工	
	17-20-7 橋梁用防護柵工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	17-20-8 橋梁用高欄工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	17-20-9 検査路工		第1編6-4-16 検査路工	
第23節 現場塗装工	17-23-3 橋梁塗装工		第1編6-1-1 現場塗装工	
	17-23-6 コンクリート面塗装工		第1編3-3-16 コンクリート面塗装工	

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
【第8編 港湾漁港編】					
章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第4章 一般施工					
第3節 浚渫工	4-3-1 浚渫工	グラブ浚渫・硬土盤浚渫・砕岩浚渫・バックホウ浚渫・ポンプ浚渫		写- 3947	
第5節 海上地盤改良工	4-5-2 床堀工	グラブ床堀・硬土盤床堀・砕岩床堀・バックホウ床堀・ポンプ床堀		写- 3947	
	4-5-6 置換工	置換材均し		写- 3947	
	4-5-7 圧密・排水工	サンドドレーン工			写- 3947
		敷砂均し			写- 3947
		載荷土砂			写- 3947
		ペーパードレーン工			写- 3947
		グラバルマット			写- 3947
	4-5-8 締固工	グラバルドレーン工			写- 3947
ロッドコンパクションパイル工				写- 4048	
サンドコンパクションパイル				写- 4048	
盛上土砂撤去				写- 4048	
	敷砂均し	第8編4-5-7 圧密・排水工 (敷砂均し)			
第5節 海上地盤改良工	4-5-9 固化工	深層混合処理		写- 4048	
		盛上土砂撤去	第8編4-5-8 締固工 (盛上土砂撤去)		
		敷砂均し	第8編4-5-7 圧密・排水工 (敷砂均し)		
		事前混合処理		写- 4048	
第6節 基礎工	4-6-2 基礎盛砂工	盛砂均し		写- 4048	
	4-6-3 洗掘防止工	アスファルトマット、繊維系マット、合成樹脂系マット、ゴムマツ		写- 4048	
		基礎捨石工	基礎捨石工		写- 4048
	4-6-6 基礎ブロック工	基礎ブロック製作		写- 4048	
	4-6-6 基礎ブロック工	ブロック据付		写- 4149	
	第7節 本体工 (ケーソン式)	4-7-2 ケーソン製作工			写- 4149
4-7-3 ケーソン進水据付工		ケーソン進水		写- 4149	
		ケーソン仮置		写- 4149	
		ケーソン曳航		写- 4149	
		ケーソン回航		写- 4149	
		ケーソン据付		写- 4149	
4-7-4 中詰工				写- 4149	
4-7-5 蓋コンクリート			写- 4149		
4-7-6 蓋ブロック工			写- 4149		
第8節 本体工 (ブロック式)	4-8-2 本体ブロック製作工	本体ブロック製作		写- 4149	
	4-8-3 本体ブロック据付工			写- 4250	
	4-8-4 中詰工		第8編4-7-4 中詰工		
	4-8-5 蓋コンクリート		第8編4-7-5 蓋コンクリート		
第9節 本体工 (場所打式)	4-8-6 蓋ブロック工		第8編4-7-6 蓋ブロック工		
	4-9-2 場所打コンクリート工			写- 4250	
	第10節 本体工 (捨石・捨ブロック式)	4-10-2 洗掘防止工		第8編4-6-3 洗掘防止工	
4-10-3 本体捨石工			第8編4-6-4 基礎捨石工		
4-10-4 捨ブロック工		捨ブロック製作		写- 4250	
		捨ブロック据付		写- 4250	
	4-10-5 場所打コンクリート工			写- 4250	
第11節 本体工 (鋼矢板式)	4-11-2 鋼矢板工	先行掘削、鋼矢板、鋼管矢板		写- 4250	
	4-11-3 控工	先行掘削	第8編4-11-2 鋼矢板工 (先行掘削)		
		腹起		写- 4250	
	タイ材		写- 4250		
第12節 本体工 (コンクリート矢板式)	4-12-2 コンクリート矢板工			写- 4250	
	4-12-3 控工		第8編4-11-3 控工		
第13節 本体工 (鋼杭式)	4-13-2 鋼杭工	鋼杭		写- 4351	
第14節 本体工 (コンクリート杭式)	4-14-2 コンクリート杭	コンクリート杭		写- 4351	

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第15節 被覆・根固工	4-15-2 被覆石工	被覆石均し		写- 4351
	4-15-4 被覆ブロック工	被覆ブロック製作		写- 4351
		被覆ブロック据付		写- 4351
	4-15-5 根固ブロック工	根固ブロック製作		写- 4351
根固ブロック据付			写- 4351	
第16節 上部工	4-16-2 上部コンクリート工			写- 4351
	4-16-3 上部ブロック工	上部ブロック製作工		写- 4452
	4-16-3 上部ブロック工	本体ブロック据付工	第8編 4-16-2 上部コンクリート工	写- 4452
第17節 付属工	4-17-2 係船柱工			写- 4452
	4-17-3 係船環工			写- 4452
	4-17-4 防舷材工			写- 4452
	4-17-5 車止め・縁金物			写- 4452
	4-17-6 防食工	電気防食		写- 4452
		F R Pモルタル被覆 ペโตรラタム被覆、コンクリート被覆、防食塗装		写- 4452
第18節 消波工	4-18-2 洗掘防止工		第8編 4-6-3 洗掘防止工	
	4-18-3 消波ブロック工	消波ブロック製作		写- 4452
		消波ブロック据付		写- 4553
第19節 裏込・裏埋工	4-19-2 裏込工			写- 4553
	4-19-3 裏埋工			写- 4553
	4-19-4 裏埋土工			写- 4553
第20節 埋立工	4-20-3 固化工		第8編 4-5-9 固化工	
	4-20-4 埋立工	ポンプ土取、グラブ土取、ガット土取	第8編 4-3-1 浚渫工	
		4-20-8 埋立土工	土砂掘削、土砂盛土	第8編 4-19-4 裏埋土工
第21節 陸上地盤改良工	4-21-2 圧密・排水工		一般土木の規程を適用する	
	4-21-3 締固工		一般土木の規程を適用する	
	4-21-4 固化工		一般土木の規程を適用する	
第23節 舗装工	4-23-3 コンクリート舗装工	下層路盤		写- 4553
		上層路盤		写- 4553
		コンクリート舗装版		写- 4553
	4-23-4 アスファルト舗装工	下層路盤		写- 4553
		上層路盤		写- 4654
	4-23-4 アスファルト舗装工	基層		写- 4654
	表層		写- 4654	
第25節 構造物撤去工	4-25-2 取壊し工			写- 4654
	4-25-3 撤去工	水中コンクリート撤去		4654
		舗装版撤去		写- 4654
		石材撤去		4654
	鋼矢板等切断撤去 腹起・タイ材撤去、 ケーソン撤去、 ブロック撤去 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去		写- 4654	
第26節 仮設工	4-26-2 仮設鋼矢板工		第8編 4-11-2 鋼矢板工 第8編 4-13-2 鋼杭工	
	4-26-3 仮設鋼管杭・鋼管矢板工	先行掘削	第8編 4-11-2 鋼矢板工 (先行掘削)	
		仮設鋼管杭・鋼管矢板	第8編 4-11-2 鋼矢板工 第8編 4-13-2 鋼杭工	
第27節 雑工	4-27-2 現場鋼材溶接工	現場鋼材溶接		写- 4654
		被覆溶接(水中)、スタッド溶接(水中)		写- 4654
	4-27-3 現場鋼材切断工	現場鋼材切断		写- 4654
	4-27-4 その他雑工	清掃 削孔		写- 4654 写- 4654

撮影箇所一覧表

区分	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	着手前1枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完了後〕	施工完了後1枚	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	不要	
		施工中の写真	工種、種別毎に共通仕様書及び諸基準に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	適宜	
			高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	不要	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施設箇所に1回 〔施工前後〕	代表箇所1枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、撮影毎に1回〔発生時〕 ただし、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、計測毎に1回〔発生時〕	不要 ただし、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、写真測量に使用したすべての画像（ICONフォルダに格納） ただし、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、代表箇所各1枚	工事打合簿に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	全景1枚	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕		
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	不要	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回 〔使用前〕	不要	品質証明に添付する。
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕		

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要	
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度		
⑨	転圧コンクリート (施工)	コンシステンシーVC試験	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要		
		マーシャル突き固め試験				
		ランマー突き固め試験				
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 〔温度測定中〕			
		温度測定(コンクリート)				
		現場密度の測定	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕			
コアによる密度測定						
⑩	グースアスファルト舗装 (プラント)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要		
		リュエル流動性試験240℃				
		ホイールトラッキング試験				
		曲げ試験				
		粒度				
		アスファルト量抽出粒度分析試験				
		温度測定				
	グースアスファルト舗装 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕			
⑪	路床安定処理工	現場密度の測定	路床毎または施工箇所毎に1回 〔試験実施中〕	不要		
		ブルーフローリング				
		平板載荷試験				
		現場CBR試験	ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する			
		含水比試験				降雨後又は含水比の変化が認められた場合 〔試験実施中〕
		たわみ量				ブルーフローリングの不良箇所について実施 〔試験実施中〕
⑫	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 〔試験実施中〕	不要		
		現場密度の測定	材質毎に1回 〔試験実施中〕			
		ブルーフローリング	工種毎に1回 〔試験実施中〕			
		平板載荷試験	材質毎に1回 〔試験実施中〕			
		現場CBR試験				
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施 〔試験実施中〕			
⑬	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 〔試験実施中〕	不要		
⑭	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 〔試験実施中〕	不要		
		モルタルの圧縮強度試験				
		多サイクル確認試験				
		1サイクル確認試験				

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要	
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度		
⑮	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要		
⑯	吹付工 (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 〔試験実施中〕	不要	モルタルを除く	
		コンクリートの圧縮強度試験				
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合 〔試験実施中〕			
		空気量測定				
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕			
⑰	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 〔試験実施中〕	不要	モルタルを除く	
		塩化物総量規制				
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕			
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合 〔試験実施中〕			
		空気量測定				
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 〔試験実施中〕			
⑱ ⑲	河川土工 海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要		
		土の含水比試験				含水比に変化が認められた場合 〔試験実施中〕
		コーン指数の測定				トラフィカビリティが悪い場合 〔試験実施中〕
⑳	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要		
㉑	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕	不要		
		ブルーフローリング	工種毎に1回 〔試験実施中〕			
		平板載荷試験	土質毎に1回 〔試験実施中〕			
		現場CBR試験				
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 〔試験実施中〕			
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 〔試験実施中〕			
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施 〔試験実施中〕			

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
②	捨石工	岩石の見掛比重 岩石の吸水率 岩石の圧縮強さ 岩石の形状	産地又は岩質毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
③ ③	コンクリートダム (材料)	アルカリ骨材反応対策 骨材の密度及び吸水率試験 骨材のふるい分け試験 砂の有機不純物試験 モルタルの圧縮強度による 砂の試験 骨材の微粒分量試験 粗骨材中の軟石量試験 骨材中の粘土塊量の試験 硫酸ナトリウムによる骨材 の安定性試験 粗骨材のすりへり試験 骨材中の比重1.95の液体に 浮く粒子の試験 練り混ぜ水の水質試験	採取地毎に1回 〔試験実施中〕 砂質毎に1回 〔試験実施中〕 骨材毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
	コンクリートダム (施工)	塩化物総量規制 スランブ試験 空気量測定 コンクリートの圧縮強度試験 温度測定 コンクリートの単位容積質 量試験 コンクリートの洗い分析試験 コンクリートのブリージン グ試験 コンクリートの引張強度試験 コンクリートの曲げ強度試験	配合毎に1回 〔試験実施中〕 品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕 配合毎に1回 〔試験実施中〕	不要	気温・コンク リート
④	覆工コンクリート (NATM)	スランブ試験 コンクリートの圧縮強度試験 塩化物総量規制 空気量測定 コアによる強度試験 コンクリートの洗い分析試験	品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕 配合毎に1回 〔試験実施中〕 品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕 品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕	不要	
⑤	吹付けコンクリート (NATM)	塩化物総量規制 コンクリートの圧縮強度試験 スランブ試験 空気量測定 コアによる強度試験 吹付けコンクリートの初期 強度	配合毎に1回 〔試験実施中〕 品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕 品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕 トンネル施工長 40m ごとに1 回	不要	
⑥	ロックボルト (NATM)	モルタルの圧縮強度試験 モルタルのフロー値試験 ロックボルトの引抜き試験	配合毎に1回 〔試験実施中〕 適宜	不要	

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕	不要	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	幅 高さ	200m又は1施工箇所に 1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	据付状況	200m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量 根入長 数量 杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔打込後〕 1施工箇所に1回 〔打込前〕 全数量 〔打込後〕 1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	根入長 偏心量 数量、杭径 杭頭処理状況 鉄筋組立状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕 1施工箇所に1回 〔打込後〕 全数量〔杭頭余盛部の撤 去前、杭頭処理後〕 1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕 1施工箇所に1回 〔組立後〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	根入長 偏心量 数量、基礎径 ライナープレ ート設置状況 土質 鉄筋組立状況	全数量 〔掘削後〕 全数量 〔施工後〕 1施工箇所に1回 〔掘削後〕 土質の変わる毎に1回 〔掘削中〕 全数量 〔組立後〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	沓 ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況 載荷状況 封鎖コンク リート打設状況 中埋状況	1基に1回 〔据付後〕 1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外 し後〕 1基に1回 〔載荷時〕 1基に1回 〔施工時〕	全枚数	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基 礎工	沓 ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況 載荷状況 封鎖コンク リート打設状況 中埋状況	1基に1回 〔据付後〕 1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外 し後〕 1基に1回 〔載荷時〕 1基に1回 〔施工時〕	全枚数	

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						修正状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎 80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領(舗装工 事編)」、「レーザース キャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層 毎1工事に1回 〔修正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						修正状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎 80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領(舗装工 事編)」、「レーザース キャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層 毎1工事に1回 〔修正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						修正状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場 合は写真不要		
						幅	各層毎 80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領(舗装工 事編)」、「レーザース キャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層 毎1工事に1回 〔修正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工(加熱ア スファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						修正状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎 80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領(舗装工 事編)」、「レーザース キャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層 毎1工事に1回 〔修正後〕		

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	5	アスファルト舗装工（基層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領（舗装工 事編）」、「レーザー キャナーを用いた出来 形管理要領（舗装工 事編）」による場合は各層 毎1工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	6	アスファルト舗装工（表層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	1	コンクリート舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領（舗装工 事編）」による場合は各 層毎1工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	2	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領（舗装工 事編）」による場合は各 層毎1工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	3	コンクリート舗装工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は 写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領（舗装工 事編）」による場合は各 層毎1工事に1回 〔整正後〕		

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領（舗装工 事編）」による場合は各 層毎1工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	5	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）	石粉、 プライムコ ート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	
						スリップバ ー、タイバ ー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕		
						鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕		
						目地段差	1工事に1回		
						1 共通編	3 一般施工		
整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								
厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								
幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領（舗装工 事編）」による場合は各 層毎1工事に1回 〔整正後〕								
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	7	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領（舗装工 事編）」による場合は各 層毎1工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定 処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場 合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領（舗装工 事編）」による場合は各 層毎1工事に1回 〔整正後〕		

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	9	コンクリート舗装工（転圧コ ンクリート版工） アスファルト中間層	校正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎 80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領（舗装工 事編）」による場合は各 層毎1工事に1回 〔修正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	10	コンクリート舗装工（転圧コ ンクリート版工）	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔型枠据付後〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	11	コンクリート舗装工（連続鉄 筋コンクリート舗装工）	石粉、 プライムコ ート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	
						鉄筋寸法、位 置	80mに1回〔据付後〕		
						横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付後〕		
						縦そり突合せ 目地部・縦そ り	80mに1回〔据付後〕		
						ダミー目地部 タイバー寸 法、位置	80mに1回〔据付後〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工 法の場合は打設前後〕		
						目地段差	1工事に1回		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7	1	薄層カラー舗装工（下層路盤 工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						校正状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎 80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領（舗装工 事編）」による場合は各 層毎1工事に1回 〔修正後〕		

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7	2	薄層カラー舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎 80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領(舗装工 事編)」による場合は各 層毎1工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7	3	薄層カラー舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合 は写真不要		
						幅	各層毎 80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領(舗装工 事編)」による場合は各 層毎1工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7	4	薄層カラー舗装工(加熱アス ファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎 80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領(舗装工 事編)」による場合は各 層毎1工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7	5	薄層カラー舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎 80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領(舗装工 事編)」による場合は各 層毎1工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎 80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領(舗装工 事編)」による場合は各 層毎1工事に1回 〔整正後〕		

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	2	ブロック舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎 80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領（舗装工 事編）」による場合は各 層毎1工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	3	ブロック舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は 写真不要		
						幅	各層毎 80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領（舗装工 事編）」による場合は各 層毎1工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	4	ブロック舗装工 （加熱アスファルト安定処 理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎 80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領（舗装工 事編）」による場合は各 層毎1工事に1回 〔整正後〕		

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	施工状況	250m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工 (壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工 (柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	4 土工	3 共通土工	2		掘削工	土質等の 判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						法長 ※右のいずれか かで撮影する。	200m又は1施工箇所に 1回 〔掘削後〕		
							「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、 「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、 「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」、 「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、 「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕		
						「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。			

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
1 共通編	4 土工	3 共通土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要		
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕		
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
						「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」による場合は1工事に1回 〔施工後〕			
						「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。			
1 共通編	4 土工	3 共通土工	4		盛土補強工 （補強土（テルアルメ）壁工法） （多数アソカー式補強土工） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	4 土工	3 共通土工	5		法面整形工（盛土部）	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	4 土工	4 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	4 土工	5 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要		
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕		

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
1 共通編	4 土工	5 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
							「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」による場合は1工事に1回〔施工後〕		
							「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		
1 共通編	5 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 （重要構造物かつ主鉄筋について適用）	代表箇所各1枚	
						かぶり	コンクリート打設毎に1回 （重要構造物かつ主鉄筋について適用）		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	24		P C箱桁製作工	シース、P C鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕		
						中詰め及びグ ラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	25		P C押し箱桁製作工	シース、P C鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕		
						中詰め及びグ ラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	26		架設工(クレーン架設) 架設工(架設桁架設) 架設支保工(固定) 架設支保工(移動) 架設桁架設(片持架設) 架設桁架設(押し架設)	架設状況	架設工法の変わる毎に 1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	27	1	半たわみ性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領(舗装工 事編)」、「レーザース キャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工 事編)」による場合は各層 毎1工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	27	2	半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領(舗装工 事編)」、「レーザース キャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工 事編)」による場合は各層 毎1工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	27	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は 写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領(舗装工 事編)」、「レーザース キャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工 事編)」による場合は各層 毎1工事に1回 〔整正後〕		

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	27	4	半たわみ性舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎 80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	27	5	半たわみ性舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	27	6	半たわみ性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						浸透性ミルク注 入状況	400mに1回 〔注入時〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	28	1	排水性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎 80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	28	2	排水性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎 80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	28	3	排水性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						修正状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は 写真不要		
						幅	各層毎 80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領（舗装工 事編）」、「レーザース キャナーを用いた出来 形管理要領（舗装工事 編）」による場合は各層 毎1工事に1回 〔修正後〕		
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	28	4	排水性舗装工（加熱アスファ ルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						修正状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎 80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領（舗装工 事編）」、「レーザース キャナーを用いた出来 形管理要領（舗装工事 編）」による場合は各層 毎1工事に1回 〔修正後〕		
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	28	5	排水性舗装工（基層工）	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	28	6	排水性舗装工（表層工）	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	29	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処 理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						修正状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎 80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領（舗装工 事編）」、「レーザース キャナーを用いた出来 形管理要領（舗装工事 編）」による場合は各層 毎1工事に1回 〔修正後〕		
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	29	2	グースアスファルト舗装工 （基層工）	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	29	3	グースアスファルト舗装工 （表層工）	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度		
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	30	1	透水性舗装工 (路盤工)	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						転圧状況				
						厚さ				各層毎 200mに1回 〔修正後〕
						幅				各層毎 80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領 (舗装工 事編)」、「レーザー キャナーを用いた出来 形管理要領 (舗装工 事編)」による場合は各層 毎1工事に1回 〔修正後〕
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	30	2	透水性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚		
						タックコート プライムコート				各層毎に1回 〔散布時〕
						平坦性				1工事1回 〔実施中〕
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	31		路面切削工	幅 厚さ (基準高)	1 施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「TSを用いた 出来形管理要領 (舗装工 事編)」による場合は1 工事に1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚		
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	32		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	33		オーバーレイ工	平坦性	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		
						タックコート				各層毎に1回 〔散布時〕
						整正状況				400mに1回 〔施工後〕
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	34		落橋防止装置工	アンカーボルト 孔の削孔長	1 施工箇所1回 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚		

【その他】

編	章	節	条	枝番	工種	写 真 管 理 項 目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度		
その他					維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回 〔施工前後〕	不要	
						コンクリート舗装	目地掃除	3,000㎡に1回 〔施工前後〕	不要	
							目地充填	3,000㎡に1回 〔施工後〕		
							注入工、削孔状況 (位置、間隔)	2,000㎡に1回 〔削孔後〕		
							注入工、注入圧	2,000㎡に1回 〔注入時〕		
							目地亀裂防止材、張付け状況	3,000㎡に1回 〔張付け後〕		
							局部打換、各層厚さ	各層毎100mに1回又は1施工箇所 に1回 〔施工前後〕		
					路肩、路側路盤工	厚さ	100mに1回又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		
					道路除草	施工状況	5kmに1回 (1回刈毎) 〔施工前後〕	適宜		
					路肩整正	施工状況	1kmに1回	適宜		
					新設、更新、修理 防護柵類	施工状況	1施工箇所に1回 (施工前 は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜		
					新設、更新、修理 標識類	基礎幅、深さ、 施工状況	基礎タイプ毎5カ所に 1回 (施工前は必要に 応じて) 〔施工前後〕	適宜		
					新設、更新、修理 照明灯	基礎幅、深さ、 施工状況	基礎タイプ毎5カ所に 1回 (施工前は必要に 応じて) 〔施工前後〕	適宜		
					視線誘導標	施工状況	施工日に1回 〔施工後〕	適宜		
					清掃 (路面、標識、 側溝、集水柵)	施工状況	施工日に1回 〔施工前後〕	適宜		
					区画線路面表示	施工状況	施工日に1回 〔施工前後〕	適宜		
						材料使用量	全数量 〔施工前後〕			
					街路樹植樹	施工状況	適宜 〔施工前後〕	適宜		
					街路樹補強植樹	施工状況	適宜 〔施工前後〕	適宜		
					街路樹剪定	施工状況	街路樹 50本1回、グリ ーンベルト 100m 1回 〔施工前後〕	適宜		
					街路樹消毒、施肥	施工状況	街路樹 50本1回、グリ ーンベルト 100m 1回 〔施工中〕	適宜		
					街路樹雪囲	施工状況	適宜 〔施工後〕	適宜		
					排雪除雪	施工状況、 機種	施工中に1回 〔施工中〕	適宜		
					凍結防止剤散布	施工状況	施工中に1回 〔施工中〕	適宜		
						材料使用量	全数量 〔施工前後〕			
					河川除草	施工状況、刈 草処理状況	1kmに1回 (1回刈毎) 〔施工前後〕	適宜		
					応急処置	処理の状況	その都度 〔施工前後〕	適宜		
					鉄筋・ 無筋コン クリート	配筋	位置、間隔、 継手寸法	打設ロット毎に1回又 は1施工箇所に1回 〔組立後〕	適宜	
						コンクリート打設	打継目処理、 締固施工状況	工種種別毎に1回 〔施工時〕	1施工ブロック 各1枚	
						養生	養生状況	工種種別毎に1回、養生 方法毎に1回 〔養生時〕		